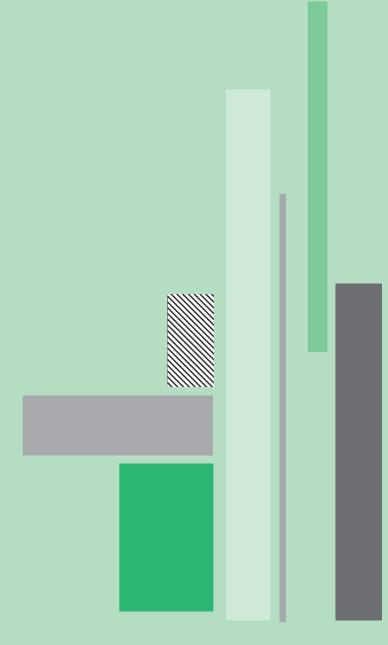
〈県政資料・第 123 号〉

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

- 2 0 14 年9月定例会
- ■要望・申し入れ・談話



日本共産党埼玉県議会議員団

目 次

2014年 9 月定例県議会 (2014年 9 月 19日~10月 10日)

1,	柳ト礼子県議の本会議一般質問(2014年 9月 29日)2
2,	議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑(2014年9月12日)20
3,	議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑(2014年10月6日)23
4,	総務県民生活委員会における奥田智子県議の質疑(2014年10月6日)25
5,	福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑(2014年10月6日)26
6,	県土都市整備委員会における村岡正嗣県議の質疑(2014年10月6日)32
7,	自然再生・循環社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑(2014年10月8日)34
8,	危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑(2014年10月8日)36
9,	人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における
	奥田智子県議の質疑(2014年10月8日)38
10	議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑(2014年10月10日)39
11,	知事提出議案に対する反対討論(2014年10月10日)43
12,	議員提出の意見書・議案に対する反対討論(2014年10月10日)45
13,	定数と選挙区に関する条例の一部を改正する
	条例案に対する反対討論(2014年10月10日)47
14,	議案及び請願に対する各会派の態度48
	日本共産党県議団が提出した意見書・決議(案)50
16,	県議会 9 月定例会をふりかえって(談話)(2014年10月10日)53
	「『慰安婦問題』に関する適切な対応を求める意見書」案の可決強行に抗議します
	(記者発表) (2014年10月10日)55
要望	望・申し入れ
•	
• 県	【民に開かれた議会運営について(県議会議長及び各会派へ申し入れ) (2014年 9 月 12日) ······58

2014年9月定例県議会

1 本会議一般質問

柳 下 礼 子 議 員 (2014年9月29日)

- 1 知事の政治姿勢について
- 2 大雪による被災農家への支援強化と土砂災 害対策の推進について
- 3 すべての障害者の権利を守るために支援の 拡充を
- (1)入所施設を増設して1300人の待機者の解 消を
- (2)医療的ケアの必要な子どもたちの支援施設拡充のために
- (3)強度行動障害者の支援のために県の施設 拡充を

知事の政治姿勢について

Q. 柳下礼子議員

日本共産党の柳下礼子です。

初めに、御嶽山の突然の噴火について、犠牲 になられた皆様にお悔やみ申し上げます。被害 を受けた皆様にお見舞いを申し上げます。お悔

やみも同時に申し上げたいと思います。

それでは、党県議団を代表して一般質問を行 います。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

戦争できる国づくり、普天間基地の辺野古移設、消費税の大増税、雇用・社会保障の大改悪など安倍自公政権の暴走に国民は危機感を募らせ、全国で怒りの声が沸き起こっています。戦

- 4 周産期・小児・救急医療体制整備のために医師確保に全力を
- 5 県立小児医療センターについて
- 6 すべての子どもが生き生きと学べるように 教育環境の整備を
- (1)特別支援学校の整備拡充を
- (2) すべての学校教室にエアコン設置を
- 7 映画「となりのトトロ」のふるさと狭山丘陵 の保全のために
- 8 危険なオスプレイから埼玉の空を守れ

後最悪の地方政治破壊に対して、今、地方自治体は市民の平和と生活を守るための防波堤となるべきです。この立場から2点伺います。

7月1日、安倍内閣は歴代内閣の憲法解釈を 転換して、集団的自衛権を容認する閣議決定を 行いました。他国の戦争に時の内閣の判断で参 加することが可能になるという重大な決定を、 国民にも諮らず、法的な手続にもよらず、憲法 遵守義務のある内閣が行ったことは立憲主義の 否定です。官邸前はじめ全国各地で抗議集会が 続き、我が党には元自衛官や現職自衛官の家族 の皆さんから激励の声が寄せられています。埼 玉弁護士会は、閣議決定に断固反対する会長談 話を発表し、総会決議も上げ、運動の先頭に立っています。

知事は、このような立憲主義を否定する安倍 内閣の閣議決定をどのように受け止めているの かお答えください。

続いて、消費税の増税についてです。

4月の8%への増税が、日本の経済に深刻なダメージを与えています。4月から6月期のGDPがマイナス7.1%と、かつて5%への増税が行われたときを上回る打撃です。「消費税増税と野菜の高騰で、スーパーで毎日ため息が出る」「この機会に商売を畳んだ」という声があふれているように、金融市場にどれほど資金を流し込んで株価を引き上げても国民の実感はごまかせません。県政世論調査によれば「生活が苦しくなった」と答えた県民が47%と5%以上増えました。安倍政権は早期に10%増税を決断するとしていますが、日本経済を破壊する歴史的暴挙です。

知事はこれまで消費税の増税に賛成してこられましたが、10%への増税は絶対にやめるべきではないですか。知事の見解をお示しください。

家計の疲弊をよそに国、地方を挙げて大型公共事業計画が進んでいます。リニアモーターカー計画、東京都の国立競技場の建替え、そして利水にも治水にも役に立たない八ッ場ダムの本体工事が引き続き進んでおります。戦争への国づくり、県民の生活をめちゃめちゃにする大増税、孫子の代まで借金漬けにする公共事業の乱立。こうした国の暴走に勇気を持って「ノー」の声を上げ、歯止めをかけてこそ地方自治体の本領が発揮されます。党県議団はこの立場に立って全力を挙げる決意です。

A. 上田清司知事

柳下礼子議員の御質問にお答え申し上げます。 まず、知事の政治姿勢についてのお尋ねのう ち、集団的自衛権の行使容認が閣議決定された ことについてでございます。

私は、安全保障という国家の基本中の基本について、政府の方針を明確にしておくことは極めて重要なことだと思っております。集団的自

衛権そのものも一つの考え方であると思います。 私自身は、権利はあるが行使できないという考 え方はおかしいと思っております。権利のある ところは行使もできる、このように思っており ます。

ただ、今回の閣議決定では、決定に至る議論 の進め方が性急だったように思いますし、国民 の理解が十分得られたかどうかということにつ いては、必ずしもそうではないかという考え方 を私は持っております。また、閣議決定で示さ れた新たな集団的自衛権行使の三要件について も、更に明確にしていく必要があるのではない かと思っております。国会における今後の関連 法案の審議で徹底した議論が尽くされると期待 しているところです。

孫子の兵法では、「兵は国家の大事なり」と言っております。その言葉の趣旨は、いざ戦いに至ってしまえば、勝っても負けても負の遺産が残るという意味ではないかと思っています。例えば、イスラエルは百戦して百勝でありますが、そのたびに周辺国が敵になっております。また、常に報復テロなどを意識しながら、時と場合によっては、先制攻撃までせざるを得ないというような負の連鎖になっているような気がいたします。

そのように、現代においてはそうしたことにならないように、できるだけ軍事面だけではなく、外交的な努力も含めているいろな努力をすべきだというふうに考えております。例えば、中東の石油に依存しないエネルギー政策の構築とか、貧困の克服などそういうことをしっかりやっていくべきではないかと思います。

ただ、きれいごとだけで済むような国際社会の現実かというと、そうではないと思いますので、それに対する備えもしっかりしなければならないと私は思います。

次に、消費税の増税についてでございますが、 消費税率の引上げは社会保障と税の一体的改革 の中で進められるものだと思っております。急速に進む少子高齢化の中で、誰もが安心して暮らすことができる社会保障財源を確保することを目的としているものだと思っております。税金は取るな、医療は無料にしろ、福祉は充実しるというできる社会にしるといってもなかなか財源の裏付けがございません。国、カロの債務残高が1千兆円を超えるよう今日の状況を考えれば、消費税を含めた税負担の在り方を見直すことは、当然必要なことだと思います。国民が一定の負担を分かち合い、本当に生活が大変な人たちには何らかの社会政策でカバーをする、それが重要だと思います。今後の社会保障制度全体を持続可能にするためには、こういう仕組みが必要だと私は思います。

消費税率の引上げに当たっては、景気を冷え 込ませないようにすることが非常に重要であり ますので、慎重な対応が必要だと思います。消 費税率10%の引上げの賛否については、今後の 経済情勢全般を見て判断しなければと思ってお ります。総理ですらまだ判断していないのに、 私ごときが判断するようなことでもないのかな と思っております。

大雪による被災農家への支援強化と土砂 災害対策の推進

Q. 柳下礼子議員

次に、大雪による被災農家への支援強化と土砂災害対策の推進についてです。

最初に、大雪による被災農家への支援の強化 について伺います。

2月の大雪では、国及び県は、被災農家に対して撤去費用については全額、ハウスの再建では10分の9を負担するなどとした支援策を決定しました。ところが、今月陳情に見えた深谷や熊谷の農家の方々からは、「生命保険を解約して業者に払った」補助金の内示がなければ融資も

受けられない」「補助金が全く届いていない」など深刻な訴えがありました。ハウスの再建ができないので作付けもできず、このままでは生活が行き詰まってしまうと悲痛でした。若い後継者の訴えに胸が痛みます。

大雪から既に7か月がたつのに一体どうして こうなっているのか、知事はこうした被災農家 の苦しい現状を承知しておられるのでしょうか、 お答えください。

ところで、今回の本県の被害総額は幾らとなったのか、補助金の申請件数はどうか、農林部 長よりお答えください。

併せて、補助金の支給状況について伺います。 国は、これまでに被災農業者向けの経営体育 成支援事業の埼玉県への配分額を71億円として いますが、実際に本県被災農家へ届けられた額、 支給件数、対象自治体名についてもお答えくだ さい。

知事、被災農家の一刻も早い救済、再建なくして埼玉の農業の再建はあり得ません。そのためには、補助金の支払いを直ちに行うことです。しかも補助金は農家に入るのではなく、業者へ払うお金です。知事、国がどうこう言う前に県が立て替えてでも支払いをすべきではありませんか。是非申請分について、この12月末までに支払いを終えるようにしていただきたい。お答えください。

さらに、その際、今後の支払い見通しについて、全ての被災農家へ丁寧な情報を提供していただきたい。今、被災農家の一番の不安は、補助金がいつ入るか分からないことなのです。また、全ての被災農家が確実に再建できるように、支援制度は来年も活用できるよう国に対して強く働き掛けていただきたい。農林部長より併せてお答えください。

次に、土砂災害対策の推進について伺います。 さきの広島等豪雨災害で犠牲となられた方々 にお悔やみと被災された方々へのお見舞いを申 し上げるものです。広島での土砂災害はかつて ない甚大なものとなりました。本県においても 土砂災害対策は重要課題であり、この間指摘さ れた災害対策上の教訓を参考とすべきと考えま す。

そこで、土砂災害から人命を守る対策につい て伺います。

住民への危険箇所の周知徹底や避難訓練に、 県としてどう責任を果たすのかです。県は土砂 災害危険箇所マップの配布をするとのことです が、問題はそれをどう住民の皆さんに生かして もらうかです。危険箇所の認識を深め共有する ことや、避難場所の確保、避難方法など当該地 域の住民にとって災害対策のイメージが具体的 に分かるようにすべきです。その方策について お答えください。

そのためにも、住民説明会を市町村と連携して実施すべきと提案しますが、いかがでしょうか、県土整備部長よりお答えください。

次に、県は、災害時の初動対応の強化として 災害即応室を新設しましたが、とりわけ広島等 での豪雨災害を見たとき、日常からの危険箇所 の監視と対策の重要性が明白となりました。そ の担い手となるのは地域機関の職員です。本県 での土砂災害危険箇所は、秩父県土整備事務所 管内が1748か所、飯能県土で953か所、東松山県 土で719か所とこの三事務所で8割以上を抱え ています。しかし、そこに働く職員はこの10年 で178人から144人と激減しています。

我が党は、これまでも職員削減に一貫して反対してきましたが、大規模土砂災害の想定されるときだけに、まず三県土事務所の職員の増員を図るべきではありませんか。県土整備部長よりお答えください。

A. 上田清司知事

次に、大雪による被災農家への支援強化と土砂災害対策の推進についてのお尋ねのうち、農

家の苦しい現状を承知しているかについてでございます。

大雪被害を受けた農業用施設等の再建については、多くの農家の皆さんから様々な声を聞いております。見積書がなかなか書いてもらえない、資材や技術者が不足している、収入が途絶え生活に困っているなど様々な課題が寄せられております。県ではこうした声を受け、国を担いては事情があれば一者でも差し支えないことになっております。資材や技術者の確保についても国レベルでも働き掛けをいただき、ようやく資材も届けまりになり、県全体では約44%の再建率になりました。特に当面の生活資金については、県の要請によりJAや民間金融機関からこれまでに368件、約40億円のつなぎ融資がなされております。

補助金が被災農家のもとに一日も早く届くよう、職員の応援体制を組むとともに、申請事務の迅速化にも努めてきております。今後とも市町村、JAなどと連携し、早期復旧に向けて被災農家の支援に努めてまいります。

議員から、生命保険を解約して業者に支払ったというお話がありましたが、何かの間違いではないかと思います。県の相談窓口には約1千件の相談がありましたが、そのような話は全く聞いておりません。万が一そのようなことがあれば何らかの対応をしなければなりませんので、後ほど具体的に教えていただければありがたいと思っております。

次に、補助金は県が立て替えても支払いをすべきではないかについてでございます。

農家への補助金の支払いは、事業主体である 市町村が行います。現在、56市町村が3503戸からの申請を受けております。そのうち既に全体 事業費の約86%に当たる233億円分が補助金申 請済み、もしくは協議中でございます。今後と も国や市町村と連携し、迅速な事務手続に努め るとともに、交付決定を受けた後、年内にも被 災農家に補助金の支払いができるように対応し てまいります。物事には筋目が大事であります。 何でもありではよくないと思いますので、御理 解をいただきたいと思います。

A. 高山次郎農林部長

大雪による被災農家への支援強化と土砂災害 対策の推進についてお答えを申し上げます。

まず、本県の被害総額、補助金の申請件数についてですが、2月時点の農業用施設等の被害額は残存価格で集計し、121億円と発表いたしました。3月には、被災前と同規模・同程度までの再建に実際に要する経費の9割を補助する国の支援策が示され、これを受けて5月時点で56の市町村から事業費329億円の要望が寄せられました。その後、市町村補正予算を再度集計したところ、件数では県全体で3,827戸、事業費352億円という申請規模となりましたが、これはいわば再建に必要な実際の事業費というべき性格のものであります。

次に、補助金の支給状況についてでございます。

9月末までに国費と県費合わせまして61億円を47市町村に交付決定する予定となっております。また、既に交付決定し、支払い請求があった8つの市町に対し、1億2千万円の支払いを完了しております。市町村は農家からの請求に応じ、国、県、市町村の補助金を合わせて支払うことになっております。現時点では、飯能市で撤去が完了した農家三件、3戸分の支払いが確認されております。10月には、東松山市など3市町の農家に合計2億5千500万円が支払われる予定となっております。

今後の支払い見通しにつきましては、年末までに被災農家へ補助金を支払えるよう取り組んでまいります。また、交付決定がなされれば、 農家への概算払いが可能となることを市町村に 詳しく説明したところでございますが、今後も引き続き関係機関と連携し、農家への周知に努めてまいります。

次に、支援制度を来年度も活用できるように 国に働き掛けるべきについてです。

雪害から一日も早い復興を果たすため、年度 内に全てのハウスが着工できるよう、県として できる限りの努力をしてまいります。その上で、 着工が次年度にならざるを得ないような場合に は、他県とも連携し、支援の継続を国へ強く働 き掛けてまいります。

A. 柳沢一正県土整備部長

大雪による被災農家への支援強化と土砂災害 対策の推進についてのうち、土砂災害対策の推 進についてお答えを申し上げます。

まず、危険箇所の認識や災害対策のイメージ の共有化についてでございます。

県では、土砂災害危険箇所を対象に現地で地 形などの調査を行った上で、土砂災害警戒区域 の指定を進めており、指定に当たっては市町村 と連携して住民説明会を実施しております。説 明会では土砂崩落や土石流の範囲、想定される 被害の程度や警戒区域指定の必要性などを説明 し、危険箇所についての認識を深めていただい ております。また、警戒区域指定後は市町村が 避難勧告の伝達方法や避難場所などを記載した ハザードマップを作成することになっており、 作成した市町村ではこれを活用した避難訓練も 実施しているところもございます。訓練では、 避難場所や避難経路の確認をはじめ、徒歩での 避難訓練や要援護者の救助訓練などを実施し、 土砂災害の危険が迫った場合に、地域の住民が とるべき行動について具体的にイメージできる よう努めております。

県といたしましては、ハザードマップの作成が進むよう技術的な支援を行うとともに、作成済みの市町村に対しては、これを用いた避難訓

練の実施を働き掛けてまいります。今後とも土砂災害から県民の命を守るため、市町村とも協力し、土砂災害対策の推進に努めてまいります。 次に、県土整備事務所職員の増員についてでございます。

県土整備事務所では日常的に道路や河川の危険箇所点検を行い、災害の未然防止に努めるとともに、災害発生時にはいち早く現場に駆け付け、応急対策に当たっております。このため、防災対策の拠点である県土整備事務所につきましては、必要な態勢を確保できるよう努めてました。秩父、飯能、東松山の3つの県土整備事務所につきましては、お話しのとおりませた。まずを担当する技術部門は職員数を維持しております。さらに、これらの事務所には平成21年7月に中国・九州地方で発生した大規模な土砂災害を受け、平成22年度から土砂災害対策を専門に担当する職員を配置し、組織面での強化を図っております。

職員の増員につきましては、公共工事の事業 量や災害への対応など様々な要素を勘案し、総 合的に検討してまいります。

Q. 再質問 柳下礼子議員

一点のみ質問いたします。

私が質問の中で、生命保険を解約して業者に払ったというのは、直接農家の人たちの声として紹介されたものなんですね。ですから、そんなことは間違いじゃないかというのは、違います。そして、その後に知事は、そういう方がいらっしゃるんだったら言ってくださいということなので、その方に直接言ってお話をさせていただきますけれども、この点よろしくお願いいたします。確認の意味でお聞きします。

それから、大雪被害で困っている人たちは、 先ほど件数とか自治体名がお答えありましたけれども、本当にいつお金が来るのかという、現 金が来ていないという声がものすごく強いわけです。ですから、情報として、お宅のところには交付金がおりたからいつ行きますというふうな情報、それからきちっと年内にはというお答えでもありましたけれども、本当に年内全て現金として手元に行くのかどうなのか、行かない場合には、県として立て替えてまでもやるのかどうなのか、その点についてお尋ねしたいというふうに思います。

それから、県土整備部長に対して、いろいろな災害があるから職員は減らすのではなく増やすべきだというふうな提案をしたわけです。県土整備部からいただいた資料によりますと技術職は減らしていないということなんですけれども、技術職は本当に減っていないのでしょうかということについてお尋ねします。例えば、秩父県土整備事務所は平成16年4月1日には44人だったのが、平成26年4月1日には38人というふうになっております。この点でも6人も減っているんじゃないですか。

A. 上田清司知事

柳下議員の再質問にお答えいたします。

生命保険の解約については、後ほど聞いた上でしっかりと対応したいと思います。

また、補助金等について、御指摘のようにいつ頃支払うのかという情報は、生活設計の上で、あるいは農業経営の上で極めて重要なことでございますので、できる限り把握できる範囲内において趣旨が徹底するように指示をしていきたいと思います。

また、年内ということについても、可能な限り努力をしたいというふうに考えております。

A. 柳沢一正県土整備部長

大雪による被災農家への支援強化と土砂災害 対策の推進についての再質問にお答えいたしま す。 秩父県土整備事務所の技術職員につきましては、先ほど議員の方からお話がありましたように、44人から38人に確かに減っております。これは特に道路施設関係が減少しているわけでございますが、先ほどお答えいたしましたように、道路・河川の維持管理、あるいは災害対策を担当する技術部門につきましては職員数を維持しておりまして、これは先ほど答弁したとおりでございます。

すべての障害者の権利を守るために支援 の拡充を

(1)入所施設を増設して 1,300 人の待機者の解消を

Q. 柳下礼子議員

続いて、すべての障害者の権利を守るために 支援の拡充をのうち、入所施設を増設して1,300 人の待機者の解消をについてです。

昨年、日本政府も批准した障害者権利条約は、 障害者がすべての人権及び基本的自由を差別な しに共有することが必要であるとしています。 国と地方自治体はその先頭に立ち、全力を尽く すべきだと私は考えています。しかし、本県の 障害者の人口10万人当たりの入所施設は全国第 42位と下から6番目で、待機者が1,300人います。 高齢の保護者は、「この子より一日でも長生きし たい」と必死に介護しています。

改めて伺いますが、この1,300人の待機者を何としても解消するため、今後も計画的に入所施設を造るべきです。知事、御答弁ください。

A. 上田清司知事

次に、すべての障害者の権利を守るために支援の拡充をのお尋ねのうち、入所施設を増設し、 待機者の解消についてでございます。

国は障害者の自立と社会参加のため、障害があっても地域の中で暮らすことができるよう、

入所施設から地域への移行を積極的に進めております。私も、障害のある方が地域の中で安心・安全に暮らせることが第一と考えております。 その一方で、地域で暮らすことが著しく困難な重度の障害がある方々もおり、入所施設の必要性がなくなることはないと思います。

私は、直接、在宅で毎日一所懸命に重度の障害者を介護している保護者の方々とお話しする機会もあります。保護者の方々はできるだけ自分の手で世話を続けたいが、自分が将来亡くなってしまうようなとき、やはり施設というものが重要だという認識を示される場合が非常に多くあります。現在、国において国庫補助制度を活用した新たな入所施設の整備は、原則として認めておりません。私は、障害者や家族の状況を見極めることなく、画一的に補助金を認めないという方針は適切でないというふうに思っております。

こうした考え方から、県では必要な入所施設について国庫補助を認めていただくように、これまで国に必要性を訴えてまいりました。その結果、例えば2014年4月には、国庫補助を導入して川口市に知的障害者の入所施設を開設することができております。今後とも施設入所を必要とする、より障害の重い方々から入所できるように入所施設を整備していきたいと思っております。

(2) 医療的ケアの必要な子どもたちの支援施設拡充のために

Q. 柳下礼子議員

次に、医療的ケアの必要な子どもたちの支援 施設拡充のためにです。

不妊治療、周産期医療の発達とともに、超未 熟児の生存が可能になっています。しかし、現 状では多くの子どもが肢体不自由児となり、人 工呼吸器、気管切開など医療的ケアを受けざる を得ない状態でNICUから在宅療養に戻りま す。そして、子どもの看護は母親一人に任されてしまいます。お母さんたちは24時間、365日、子どもにつきっきりの生活を送っています。深夜に鳴り響く呼吸器のエラー音、たんの吸引、じょくそう防止の体位変換など新生児のお母さんのように夜も連続して眠ることができません。外出をする際も呼吸器、吸引機、酸素ボンベなど大量の荷物があり、一人での外出は困難です。仕事にも出られず、医療機器など経済的な負担も重く、生活も大変です。

このような状況を支援する体制はどうでしょうか。ほとんどの障害者施設が医療的ケアの必要な重症児の受入れをしていません。医療的ケアの必要な子どもを受け入れる場合には、医師や看護師の配置が必要だからです。埼玉県は、県内のNICUが2016年に160床に増床された場合には、毎年90人からの重症児が生まれてくると予測しています。もはや重症児の問題は一刻も放置することができません。

重症児の入所施設は県内7か所ですが、それぞれが赤字と医療スタッフ確保に苦しんでいます。短期入所も含め早急に拡充すべきです。そのためには、報酬の改定を強く国に求めること。 当面は、県として報酬の差額補填を拡充し、施設を強力に支援すべきと考えますがいかがでしょうか。

併せて、児童発達支援や放課後等デイサービスを行う事業所が、在宅の医療的ケアが必要な重症児を受け入れる場合に、看護師の配置が必須となりますが、そのための報酬が十分でなく、さらに配置加算も日割りとなっているため、看護師を雇用できない状況があります。また、保護者からは放課後等デイサービスを利用する場合に、送迎車に看護師が同乗するための加算制度を創設してほしいという要望もあります。いずれも在宅の重症児を支援するために必要なことと思いますが、福祉部長の御答弁を求めます。

A. 鈴木豊彦福祉部長

すべての障害者の権利を守るために支援の拡充をの(2)医療的ケアの必要な子どもたちの支援施設拡充のためにについてお答えを申し上げます。

まず、重症児の入所施設の報酬改定を国に求めるとともに、県による報酬の差額補填を拡充することについてでございます。

重症児の入所施設において適切な処遇を行う ためには、看護師などの職員と利用者の配置割 合を1対1以上とすることが必要ですが、現在 の報酬ではこの態勢を作ることは難しい状況に なっております。このため、県では各施設で利 用者に対する看護師などの職員数を基準以上に 配置した場合には、特別療育費として県単独の 上乗せの助成を行っております。

県といたしましては、入所施設の処遇水準の 向上が図られるよう、今後とも国に報酬アップ を要望するとともに、報酬の引上げがなされる までは、引き続き特別療育費の支給を行ってま いります。

次に、児童発達支援や放課後等デイサービス を行う事業所に看護師を配置するため十分な報 酬を確保することについてでございます。

重症児を放課後等デイサービスなどの事業所で預かるためには、急な容体の変化に備えるため看護師の配置が不可欠であります。しかし、現在283か所ある県内の放課後等デイサービス事業所などのうち、看護師の配置しているところは27事業所と大変少ない状況となっております。事業所に看護師を配置していない理由を尋ねたところ、看護師加算はあるものの、それが十分でないため、看護師を配置できないとのことでした。

県といたしましては、各事業所において必要な看護師を配置できるよう抜本的な報酬の増額 見直しについて、国に対し要望してまいります。 また、日割り計算となっている現在の看護師加 算を月単位とすることについても、引き続き国 に対して要望してまいります。

次に、送迎車に看護師が同乗するための加算制度を創設することについてでございます。

現在、障害福祉サービスの中では、看護師を 送迎車に同乗させた場合に特別な報酬上の加算 はなく、県内の事業所で実際に看護師を車に同 乗させているところはございません。このため、 事業所から送迎の実態をよく聞くなどして現状 を把握し、どのような対応が必要かを検討して まいります。

(3) 強度行動障害者の支援のために県の施設 拡充を

Q. 柳下礼子議員

続いて、強度行動障害者の支援のために、県 の施設拡充をについてです。

私の元には、強度行動障害者の保護者からの相談も寄せられています。強度行動障害はかみつきや暴力などの他傷行為、壁に頭を打ち付けるなど自傷行為が特徴の障害です。家中がめちゃくちゃになってしまう、体中傷だらけなど介護する保護者は限界です。しかし、処遇の難しい障害のため、入所や短期入所を受け入れる施設は、埼玉県内では社会福祉事業団の運営する嵐山郷など一部の施設に限られています。強度行動障害者の入所施設、せめて短期入所を早急に拡大すべきです。国に対して、1日わずか100円という重度障害者支援加算の拡充を強く要望していただきたい。

私は、第二、第三の嵐山郷の新設を希望しますが、当面嵐山郷を大幅に拡充して受入れができるよう、老朽化に伴う改築の際に定員増を検討すべきです。いかがでしょうか。強度行動障害は不適切な対応によって悪化する場合も多く、専門的支援によって予防や改善が可能です。適切な支援のための研修を充実して、今後受入施設を拡大していくべきと考えます。以上、福祉

部長の答弁を求めます。

A. 鈴木豊彦福祉部長

次に、(3)強度行動障害者の支援のために、 県の施設拡充をについてでございます。

まず、重度障害者支援加算の拡充についてで ございます。

突然他人をたたく、自分の体を傷つけるなどの行動が見られる強度行動障害者に適切な支援を行うには、職員を手厚く配置することが必要となります。しかし、強度行動障害者を支援する際に認められる重度障害者支援加算は低額であるため、職員を手厚く配置するには不十分と言えます。強度行動障害者を支援する職員は入所者から危害を加えられることもあるなど、大変な苦労の中で対応していただいております。

県といたしましては、このような実情を踏ま え、実態に即した報酬に改定するよう、国に対 し要望してまいります。

次に、嵐山郷を大幅に拡充して、強度行動障害者の受入れを増やすべきとのお尋ねでございます。

嵐山郷は県立の障害者支援施設として、民間施設では受入れが難しい強度行動障害者を多く受け入れております。平成26年4月1日現在、定員329人に対し、125人の強度行動障害者が入所しており、その割合は38%となっています。この割合は、県内の民間施設における強度行動障害者の定員に対する平均入所率16.3%の2倍以上となっております。

県では、この施設をできるだけ多くの在宅の 強度行動障害者にも利用していただきたいとの 観点から施設を改修し、平成27年度から短期入 所の定員を8人から14人へ増やすという取組も 行っております。

老朽化に伴う改築の際に、定員増を検討すべ きとのお尋ねですが、これについては改築を検 討する段階において入所者の状況を勘案し、検 討してまいります。

今後とも県立施設として、民間施設では対応 が困難な強度行動障害者を優先的に受け入れる ことにより、県民ニーズに応えてまいります。

次に、強度行動障害者を適切に支援するため の研修を充実し、受入施設を拡大することにつ いてでございます。

現在、県内においては、埼玉県社会福祉事業 団を含めた2つの事業所において施設職員を対 象とした研修が実施されております。平成18年 度以降、960人の現場職員に研修に参加していた だきました。県といたしましては、今後も研修 を継続することにより施設職員のスキルアップ を図り、多くの施設で強度行動障害者の受入れ が行われるよう努めてまいります。

周産期・小児・救急医療体制整備のため に医師確保に全力を

Q. 柳下礼子議員

次は、周産期・小児・救急医療体制整備のために医師確保に全力をです。

厚労省は、先日の医療施設調査で小児科・産婦人科を標ぼうする病院がまた減少したと発表しましたが、所沢にある西埼玉中央病院は地地周産期センターが新生児医師の退職で閉鎖されております。そこで、私たちはセンターの早期再開を目指して今月14日、母と子の命を守るシンポジウムを行いました。その中で、西埼玉中央病院院長自ら大学医局を訪問し、医師確保に大変苦労し、産科の再開にこぎつけたことがもいました。是非、県としても引き続き支援し、一刻も早く地域周産期センターを復活させるべきだと思いますが、保健医療部長の答弁を求めます。

周産期・小児・救急医療の体制整備のためには、医師確保が鍵です。私は、常々県の政策に基づく医師養成のためにも県立大学に医学部を

設置すべきだと主張してまいりました。今後も 基準病床増とともに医学部新設を国に働き掛け るべきです。知事の答弁を求めます。

しかしながら、医学部の設置では目前の医師不足は解決しません。埼玉県は県総合医局を設立しておりますが、強力に医師確保を進めてほしいと思います。特に私は2つの点で伺います。

一つは、医学生への奨学制度です。これまで も求めてきましたが、県外の医学部に通う医学 生の奨学金について、募集枠15人のところに今 年は百人が応募したと伺っています。私は、希 望の中で合格した医学生すべてに奨学金を支給 したいと考えています。せめて県外医学生の奨 学金枠を15人から拡充すべきと考えますが、保 健医療部長の答弁を求めます。

もう一つは、女性医師の支援です。

医学部学生の3割が女性である時代、女性医師への支援なしに医師不足は克服されません。そのためには、子どもを産んでも働き続けられる環境整備が必要です。認可園並の良質な院内保育所を整備するための助成を検討すること、また、当直免除のために短時間勤務の女性医師の代替医師の雇用に対する補助も拡充すべきです。保健医療部長の答弁を求めます。

A. 上田清司知事

次に、周産期・小児・救急医療体制整備のために医師確保に全力をのお尋ねでございます。

本県の医療は、救急や周産期などの喫緊の課題に加え、全国一のスピードで進む高齢化に伴う医療需要への対応といった2つの課題がございます。これらに対応していくためには、まず、病床の整備が必要であることから、国に対し基準病床数の算定方法の見直しを強く求めてまいりました。幸い、県議会や本県選出の国会議員団の御支援もあり、国から直近の人口で再算定することが認められたことから、基準病床数の改定を行うため、今定例会に第六次地域保健医

療計画の変更を提案しているところでもござい ます。

今回の改定により、最大で1,502床の増床が可能になります。今定例会で計画変更の承認の議決をいただければ、速やかに医師の確保にもつながる大学附属病院の公募を実施する予定でございます。大学附属病院は自前で医師の供給をコントロールできることから、県内の医師確保が困難な地域などへ医師を派遣する機能が期待できます。

医学部の新設については、国は東北地方において例外として一校に限り許可することとしましたが、依然としてその他の地域については新設を認めておりません。医学部の設置は、長期的な視点での医師確保の有効な手段であることから、関東地方知事会議などを通じて国にこれからもしっかり要望してまいります。引き続き、県議会におかれましても御支援をお願いいたします。

A. 石川稔保健医療部長

周産期・小児・救急医療体制整備のために医 師確保に全力をについてお答えを申し上げます。 まず、西埼玉中央病院の地域周産期母子医療 センターについてでございます。

これまで病院を統括する国立病院機構本部をはじめ首都圏の複数の大学病院などを訪問し、 医師派遣の依頼を行うなど病院と一体となって 周産期医療を担う医師の確保に取り組んでまいりました。こうした取組の結果、産婦人科医を確保し、本年2月から正常分娩の取扱いを開始いたしました。さらに、本年4月には常勤小児科医2名の確保により小児科の態勢強化が図られるなど、周産期母子医療センターへの再開に向けて態勢が整いつつあります。早期に再開できるよう、引き続き病院とともに医師確保に取り組んでまいります。

次に、県外医学生の奨学金を15人から拡充す

べきについてでございます。

県外医学生に対する奨学金につきましては、 平成24年度が5名、25年度が10名、26年度が15 名と募集定員を拡充してまいりました。また、 奨学金の応募者数は、平成24年度が38名、25年 度が55名、26年度が105名となっており、この3 年間で2.8倍に増加をしております。今後もふる さと埼玉に戻って地域医療を担っていただく医 師を一人でも多く確保できるよう、しっかりと 取り組んでまいります。

次に、女性医師の支援についてでございます。 現在、院内保育を行っているのは県内344病院 のうち177病院で、実施率は51.5%となっており、 その運営に対しまして補助を行っています。また、そのうち114病院では24時間保育を実施して おりますが、そこには運営費補助を加算するな ど手厚い支援を行っております。病院内保育所 につきましては、育児中の女性医師の離職防止 に有効なことから、今後も現場ニーズに応じた 支援に努めてまいります。

女性医師に代わり当直などを行う医師の雇用に対する助成につきましては、平成25年度申請のあった3病院10名全ての支援を行いました。

今後も女性医師が働きやすい環境の整備について積極的に取り組んでまいります。

県立小児医療センターについて

Q. 柳下礼子議員

次に、県立小児医療センターについて、患者 家族と地元住民の声を取り入れよについてです。

県立小児医療センターの移転問題について、 2年半もの年月を経て、この6月に跡地に残す 機能の案がようやく示されました。そして、患 者家族と地元自治会会長への説明会がそれぞれ 開かれました。重症者などを絞って一週間で数 日、予約制で日常的医療管理のみを行うという 案について、患者家族の多くが救急と入院がな ければ子供の命は守れないと訴えました。地域 自治会長の皆さんからは、小児二次救急機能を 残してほしいと要望が出ました。

私の元にも意見が寄せられています。「センターで命を助けてもらった孫が今年4月、蓮田特別支援学校に入学しました。それ以来2回、学校から救急搬送されました。孫に付き添う救急車の中で、本当に早くセンターに着いてほしいと祈っていました」というのです。新都心では子どもが死んでしまうというのは大げさでも何でもありません。患者家族の悲痛な声に、説明会の場でセンターの病院長は「センターの明かりを消してはならない。電話をかけたら本日は診療終了しましたとなったら皆さんはどうなりますか」と発言しました。私は、この言葉を現場スタッフの総意と受け止めました。

ここで伺います。救急と入院をという患者家 族の願い、小児救急機能をという自治会長の願 いをどのように受け止めますか。跡地の機能に ついて、患者家族と地元の願い、院長をはじめ 現場スタッフの声を取り入れる気持ちはありま すか。知事、御答弁ください。

知事は、今定例会に基準病床数を1502増床するという議案を提出しておられます。全国的医師不足の状況で、これだけの病院と医師、看護師を埼玉県に招致するという高い決意だと受け止めております。その決意であれば、現在地に病院機能を残し、新都心の総合周産期母子医療センターと二つの病院を育てていくことは可能ではないですか。知事、いかがでしょうか。

A. 上田清司知事

次に、県立小児医療センターについて、患者 家族と地元住民の声を取り入れよのお尋ねのう ち、救急と入院をという患者家族や地元住民の 要望をどのように受け止めるかについてでござ います。

これまで病院局は、患者御家族へのアンケー

トや聞き取り調査を実施いたしました。また、 患者御家族への説明会を6回、地元住民への説明会を4回開催するなど丁寧に御意見を伺っているところでございます。患者御家族から救急や入院の機能に関して強い要望があることは、私も承知しております。しかし、現在地でも救急や入院への対応を行うためには、土日や夜間も含めた受入態勢が必要になります。さいたま新都心に行くことに不安を感じる方もおられるとは思いますが、最新、最大限の医療機器を備え、スタッフも充実している新病院では万全の態勢がとられていきます。このため、救急や入院につきましては、新病院で一本化する形で対応したいと思います。

次に、院長をはじめ現場スタッフの声を取り 入れる気持ちがあるのかについてでございます。

小児医療センターの病院長をはじめとした医療スタッフは、院内での検討を経て現在地の機能を提案してきており、これを基に検討しているものでございます。

次に、さいたま新都心と現在地に2つの病院 を育てていくことは可能ではないかについてで ございます。

小児医療センターは、一般の医療機関では対応が難しい診療を行う高度専門病院で、全県を対象とする第三次医療機関でございます。県がさいたま新都心と現在地の両方でこのような機能を担うことは、高度な医療資源の分散になることから困難であるということについて、御理解を賜りたいと思います。

すべての子どもが生き生きと学べるよう に教育環境の整備を

(1) 特別支援学校の整備拡充を

Q. 柳下礼子議員

次に、すべての子どもが生き生きと学べるように教育環境の整備をのうち、特別支援学校の

整備拡充をについてです。

埼玉県では、この7年間で高等学校2校、高校内分校3校、そして地域別の小中高等部を併設した特別支援学校4校が新たに開校し、拡充が図られておりますが、これでもまだ南部を中心に182もの教室が不足しています。障害者の学習権を保障するためにも、県はこの教室不足を一刻も早く解決すべきです。特に県南部地域の障害児の増加は必至であり、この地域で今後も計画的に特別支援学校を増設すべきと考えますが、いかがですか。教育長、お答えください。

先日、おおぞら特別支援学校を視察しました。 ここは所沢特別支援学校などが過密だったため に、県立所沢東高校の跡地に2010年に開校され ました。特に所沢から和光市の肢体不自由児の 特別支援学校に通うのが困難であったため、肢 体不自由の部門の併設を求める強い運動があり、 実現に至ったものです。生徒数は、開校当初の 138名から309名へと2.2倍化し、5階まですべて の教室を目いっぱい使うだけでなく、各教室も 間仕切りしたり、2クラスで供用するなどしな いと間に合わない状況です。バス乗り場が狭く て、肢体不自由児と知的障害児を時間差で乗り 降りさせなければならない、職員室も130名を超 す教員を相手に校長はマイクを使って話さなけ ればならないなど、手狭な教室空間へと様変わ りしていました。

そこで伺います。現在、肢体不自由の児童生徒は1階部分を使っていますが、広い校庭を使って肢体不自由児のための別棟を造ることを提案いたします。是非検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。当面、別棟が完成するまでの間は、第一に、狭くて時間差で利用しなければならないバス乗り場の改善をすべきと考えます。第二に、給食室の増築も必要であると考えますが、教育長、今後の計画をお聞かせください。

また、おおぞら特別支援学校に限らず、これ

から医療的ケアが必要な子どもたちが増えることが予測される中で、看護教員の複数配置が急務であると考えます。現状でも看護教員が不在の場合は保護者が呼び出されるそうです。看護教員の複数配置について、教育長の答弁を求めます。

A. 関根郁夫教育長

すべての子どもが生き生きと学べるように教育環境の整備をについてお答えを申し上げます。 まず、(1)特別支援学校の整備拡充をについてでございます。

県南部地域への計画的な特別支援学校の増設についてでございますが、県といたしましては、議員御指摘のとおり、毎年児童生徒数の推計を基に必要な地域に必要な対策を行っております。 県南部地域につきましても今後の児童生徒数の増強を見極め、必要な対策について検討してまいります。

次に、所沢おおぞら特別支援学校の広い校庭 を利用した肢体不自由児のための別棟の設置及 びバス乗り場の改善、給食室の増築についてで ございます。

現在、肢体不自由部門の教室は1階に10教室あり、在籍児童生徒数は20名であることから、教育環境に過密な状況は生じていないと考えております。

また、バス乗り場の改善及び給食室の増築に つきましては、今後の児童生徒数の状況を見極 めながら、どのような対応が有効か検討してま いります。

次に、看護教員の複数配置についてでございますが、現在各学校の医療的ケアの必要な児童生徒の状況を踏まえ、看護教員の配置の在り方について検討を進めております。

県といたしましては、今後とも障害のある児 童生徒一人一人が生き生きと学べるよう、教育 環境の充実に努めてまいります。

(2) すべての学校教室にエアコン設置を

Q. 柳下礼子議員

次に、すべての学校教室にエアコン設置をについて伺います。

異常気象とも言われるように、猛暑の夏が続 いています。昨年7月の所沢市の測定でも、中 学校の教室内温度が40度にも上っていました。 保護者からは、「昼過ぎの授業参観で子どもがぐ ったりしている「小学生の孫が授業中に倒れた」 などの声が寄せられています。県教育局は市町 村教育長への通知で、屋外のみならず屋内にお いて運動やスポーツをしなくても条件が重なれ ば熱中症になると指摘していますが、エアコン のない高温の教室で学ぶ子どもたちはいつ熱中 症になってもおかしくない事態と言えます。埼 玉県内のエアコン設置率は2014年4月の時点で、 半数を超える32自治体が10%にも達していませ ん。県内の子どもたちが住んでいる自治体によ って教育環境に格差が生まれ、子どもの命と健 康が脅かされる状況を放置することは許されま せん。高温の教室内での学校生活は命と健康に 関わる問題だと考えますが、いかがですか。知 事の認識をお答えください。

東京都では、エアコンの設置率は99.9%とほぼすべての普通教室に設置が完了しています。東京都は2011年度に3年間で65億円の緊急の財政支援を決定し、公立学校のエアコン設置費用の6分の1を未設置自治体に補助してきました。その結果、財政負担の大きさからエアコン設置をためらっていた自治体も導入に踏み切ることになりました。

単に暑さ対策の情報提供にとどまらず、エアコンの維持管理費補助など県独自の財政支援に踏み込むべきだと考えますが、いかがでしょうか。教育長の答弁を求めます。

A. 上田清司知事

次に、すべての子どもが生き生きと学べるよ

うに教育環境の整備をのお尋ねのうち、すべて の学校教室にエアコンの設置をについてでござ います。

子どもたちの健康を守るために、エアコンの 設置をはじめどのような対策を実施するかは、 小中学校の設置者である市町村が責任を持って 行うことでございます。本県においては、都市 と農村、山間部と平地など学校の立地条件が市 町村ごと、学校ごとに異なっております。県と いたしましては、暑さ対策の施設整備手法や熱 中症予防対策について取りまとめ、市町村に情 報提供しておりますので、各市町村において地 域の実情に応じて必要な対策を取り組んでいた だきたいと思います。

A. 関根郁夫教育長

次に、(2)すべての学校教室にエアコン設置 をについてでございます。

エアコンの設置を含め、小中学校の教育環境の整備は、設置者である市町村が地域の実態や財政状況を考慮した上で責任を持って行うことになっております。平成26年4月1日現在、エアコン設置率は県全体で48.9%ですが、内訳は10%未満の市町村が約5割、90%以上の市町村が約4割あり、二極化している状況でございます。こうした中にあっても、各市町村では設置率が低い市町村も含め自らの課題として整備に取り組み、今後4,735教室、率にして約24%にエアコンを設置する予定がございます。

県の厳しい財政状況を見れば、エアコン設置のための県独自の財政支援を行うよりも、広域自治体として喫緊の課題である確かな学力の向上やいじめ、不登校対策などに重点的に取り組まざるを得ない状況です。

県といたしましては、エアコンの設置を希望する市町村が国庫補助制度を活用して円滑に整備できるよう、国に対して必要な財源の確保について強く要望してまいります。

映画「となりのトトロ」のふるさと狭山 丘陵の保全のために

Q. 柳下礼子議員

次に、映画「となりのトトロ」のふるさと狭 山丘陵の保全のためにです。

私は、これまで繰り返し提案してまいりましたが、所沢市の狭山丘陵はあの宮崎駿監督の映画「となりのトトロ」で有名な起伏のある豊かな雑木林です。オオタカが生息し、蛍もいる湿地の水源地にもなっています。絶滅危惧種のカンアオイなど希少な植物の生存も確認され、地元から愛されるとともに、県立狭山自然公園として県内外の皆様の憩いの場となっております。

県立狭山自然公園の価値についてどう評価しておられますか。知事の見解をお伺いいたします。

一方、都心からわずか30分程度と利便性が高く、土地活用の需要も依然として高いことから、相続等の理由で貴重な樹林地が改変されていく状況が続いています。かつて早稲田大学進出の際に、埼玉県は県立狭山自然公園区域の保全を図るため、自然公園条例に基づく特別地域指定や公有地化を含めて検討すると言っていました。現在、所沢市としての強い要望は、県立狭山自然公園に関して、第一に公有地化、第二に特別地域指定です。

日本全国に知られたトトロのふるさとを守る ためにも、市の意向を尊重して、第一に、地権 者が土地を手放さざるを得ないなど緊急性を要 する場合、迅速に公有地化を進めること。第二 に、希少種が生息するなど貴重な地域について 特別地域指定を推進することを求めます。環境 部長の答弁を求めます。

A. 上田清司知事

次に、映画「となりのトトロ」のふるさと狭 山丘陵の保全のためにについてのお尋ねでござ います。

埼玉県は首都圏に位置しながら、狭山丘陵や 見沼の田んぼ、三富地域などゆとりと潤いのある緑豊かな空間に恵まれています。狭山丘陵に おいては地元の市や団体、県民の努力で優れた 景観を生み出す緑が保全されています。特に、 貴重な地域についてはさいたま緑の森博物館及 び狭山丘陵いきものふれあいの里の区域に指定 し、自然環境の保全を進めてまいりました。ま た、さいたま緑のトラスト基金で取得したトラ スト保全第二号地、狭山丘陵・雑魚入樹林地も ございます。民間ボランティアの方々に御協力 をいただき、環境整備も行っていただいており ます。

今後とも地元の市や団体、県民と協力しながら都市近郊の貴重な緑地空間である県立狭山自然公園の保全にしっかりと努めてまいります。

A. 半田順春環境部長

映画「となりのトトロ」のふるさと狭山丘陵 の保全のためにについてお答えを申し上げます。 まず、迅速に公有地化を進めることについて でございます。

県では、県立狭山自然公園のうち保全が特に必要な地域については、さいたま緑の森博物館85.5ha及び狭山丘陵いきものふれあいの里40.9ha並びに緑のトラスト保全地3.4haの自然環境の保全を進めてきました。さいたま緑の森博物館の区域については、県が公有地化や借地化に取り組み、90%を確保いたしました。借地部分では相続などにより緊急に買取り要請が発生した場合は、順次公有地化していく方針で取り組んでいます。狭山丘陵いきものふれあいの里については、所沢市が中心となって緑地の保全に取り組んでいます。

さらに緑の森博物館、いきものふれあいの里 及びトラスト地以外の重要な区域については、 埼玉県身近な緑公有地化事業で対応しています。 この事業は、保全の必要性が高い地域で、市街 化区域では1千㎡以上、それ以外の区域では2 千㎡以上の土地が対象となります。対象地が樹 木の伐採、土地の形質の変更等により景観など が著しく損なわれるおそれがあると認められる 場合には、県が2分の1以内、残りを市が買収 するという制度です。今後とも地元市からの公 有地化の申出があった場合は、保全の必要性な どを踏まえ協議してまいります。

次に、特別地域の指定を推進することについてでございます。

これまで県は、県立長瀞玉淀自然公園のうち 特に景観の優れた岩畳などを特別地域に指定し てきました。特別地域の指定を受けた土地は、 県の許可がなければ建物の建設や土地の形状変 更はできず、地権者は自らの財産の活用に厳し い制約が課せられます。こうした点を踏まえた 上で地元市から要望があれば、県としては特別 地域の指定について慎重に検討してまいります。

危険なオスプレイから埼玉の空を守れ

Q. 柳下礼子議員

最後に、危険なオスプレイから埼玉の空を守れについてです。

沖縄県議会はじめ沖縄全41市町村の反対を押し切って、米軍垂直離着陸輸送機MV22オスプレイが普天間基地に配備されて2年、事故多発のオスプレイが既に日本全国の上空を我が物顔に飛び回り、住民は不安を抱いています。この埼玉でも8月29日、30日と日高市、飯能市で、9月5日には住宅密集地の上尾市内でオスプレイの姿が撮影されています。

ネット上では、オスプレイは改善され、事故 率が低くなっているなどという情報が広まって います。しかし、カワサキヘリコプタシステム 役員が、オスプレイのローターが小さいことか ら、オートローテーション降下の際に沈下速度 が大き過ぎて安全な着陸ができないと述べているように、専門家はその安全性を認めていません。

知事に伺いますが、オスプレイの危険性についてどのように認識しておられますか。

2012年の日米合同委員会の合意では、オスプレイについて「可能な限り水上を飛行する」「人口密集地域といった場所の上空を避けて飛行する」などが確認されていますが、先ほどの目撃情報によると合意は完全に無視されています。また、2012年の全国知事会の緊急決議は、飛行訓練についてはその具体的内容を明らかにするとともに、関係自治体の意向を十分尊重して対応するよう強く求めるとあります。しかし、今回埼玉県には情報提供がなく、横田基地周辺の自治体のみに連絡があったと聞いております。

このような日米合意や全国知事会の決議をも 意に介さないオスプレイについて、その飛行を 中止するよう米軍に申し入れていただきたい。 また、オスプレイの飛行について、確実に情報 を提供するよう申し入れるべきです。 2 点につ いて、知事の答弁を求めます。

1963年、毛呂山の現埼玉医科大学病院へのB 57墜落事故では県民1名が死亡し、10数人が負傷しました。これを含め、米軍機墜落事故によって戦後9名の県民が亡くなっています。埼玉県の空の安全は断固として守るという決意で臨むべきだと強く申し上げます。

続いて、所沢米軍通信基地のヘリコプター着 陸についてです。

7月8日の夜、この米軍基地周辺で猛烈なヘリコプターの騒音が響き渡り、市に次々と苦情が寄せられました。市が米軍に照会したところ、午後7時半から9時45分頃米軍ヘリが運用されたと回答を得ました。なぜ突然異例のヘリ着陸が行われたのか、なぜ午後9時過ぎという常識外れな時間帯にヘリが離着陸されたのか、住民は大変な不安を募らせております。

そこで、お伺いしますが、第一に、7月8日の米軍へリ着陸の目的と、過去、同基地への航空機の離着陸実績を直ちに米軍に照会していただきたいのですが、どうか。

第二に、爆音をとどろかせるヘリの夜間運用 をやめるよう厳しく申し入れすべきと考えます が、どうか。

第三に、所沢市民の総意は基地の全面返還です。早期に返還するよう引き続き働き掛けるべきです。

以上3点について、企画財政部長よりお答え ください。

以上です。御清聴ありがとうございました。

A. 上田清司知事

最後に、危険なオスプレイから埼玉の空を守れのお尋ねのうち、オスプレイの危険性の認識 についてでございます。

オスプレイについては、普天間基地への配備 直前の2012年4月にモロッコで、6月にアメリ カ、フロリダ州で墜落事故があり、国民の間に 不安が広がったことは事実だと思います。国は 2012年9月に機体の安全性に特段の問題がない こと、十分な再発防止策がとられていることな どを総合的に勘案し、安全性は十分に確認され たとの見解を示しています。しかし、オスプレ イについては、いまだ不安を感じている県民も おられます。そこで、オスプレイの安全飛行の 徹底、県民への安全性の十分な説明を国が行う べきだと考えております。

次に、オスプレイの飛行中止を米軍に申し入れるべきではないかについてでございます。

私は、将来はともかく、在日米軍全体による 抑止力の強化及び沖縄県の負担軽減の観点から、 オスプレイの本土における飛行訓練については、 やむを得ざる選択というふうに考えております。 それゆえ飛行中止を申し入れることはできませ ん。 次に、オスプレイの飛行について、確実な情報提供を申し入れるべきではないかについてでございます。

オスプレイの本土での飛行訓練等に当たっては、北関東防衛局から事前に関係地方公共団体へ飛行する日や離着陸の場所の情報提供があります。決して我が物顔で飛んでいるわけではないと思います。入手した情報は県ホームページで掲載し、市町村及び県民の皆様にお知らせをしています。ただ、提供される時期は飛行訓練等の直前であることが多く、飛行ルートが示されていないなど内容も不十分なところがございます。

基地関連の諸問題を協議する団体として、本 県及び基地関連の14市町で構成する埼玉県基地 対策協議会や米軍基地所在の14都道県で構成す る渉外知事会もございます。本県ではこれらの 団体と協力して、7月及び8月に要望を行いま したが、今後ともオスプレイの飛行について、 正確かつ迅速な情報提供を引き続き国に求めて まいります。

A. 中野晃企画財政部長

危険なオスプレイから埼玉の空を守れのお尋ねのうち、所沢通信施設への米軍へリ着陸の目的と同基地への航空機の離着陸実績の米軍への照会についてでございます。

現在、米軍機の飛行に関する情報は、オスプレイの飛行情報と大規模な編隊を組んだ飛行訓練に関するものだけが防衛省から事前に提供されています。したがって、本件については、事前の情報提供はございませんでした。

所沢通信施設が所在する所沢市に確認したところ、米軍のヘリコプターは今回も含め年に数回飛来し、市民から苦情があると聞いています。 北関東防衛局を通じて米軍に7月8日のヘリの離着陸の事実、目的、これまでの実績について照会しました。その結果、離着陸の事実は把握 できましたが、目的やこれまでの実績については回答を待っているところでございます。

次に、ヘリの夜間運用をやめるよう厳しく申 し入れるべきではないかについてでございます。

本県及び関係する14市町で構成する埼玉県基地対策協議会では、平日の午後5時から翌日午前8時までの飛行制限の徹底について毎年関係省庁へ要望を行っております。本年も7月29日に、協議会を代表して塩川副知事と構成団体の市長が要望を行ったところでございます。また、米軍基地所在の14都道県で構成する渉外知事会においても、8月1日に同様の要望を行っております。本県といたしましては、今後も夜間の飛行制限の徹底について強く国へ要望してまいります。

最後に、基地を早期に全面返還するよう、引き続き働き掛けるべきではないかについてでございます。

米軍所沢通信基地の全面返還につきましては、 埼玉県基地対策協議会の長い要望活動の積み重 ねの結果、平成24年2月の日米合同委員会で東 西連絡道路用地の返還合意に至ったところでご ざいます。現在所沢市では、基地内の倉庫、ア ンテナなど施設移転や撤去のための工事設計に 着手していると聞いております。

引き続き基地の全面返還が進むよう、所沢市とともに埼玉県基地対策協議会の要望活動などを通じて国に強く要望してまいります。

2 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年9月12日

委員長

4 議員定数及び選挙区等の検討についてだが、本日の各会派代表者会議において、議長から、2015年4月に予定される統一地方選挙に向けて、議員定数・選挙区等について、これまでの例にならい、議員定数・選挙区等に関する検討協議会の設置を検討していただきたい旨のお話があった。ついては、この件について、御協議をお願いする。

初めに、お手元の資料2の協議会の設置について、政策調査課長に朗読させる。

政策調查課長朗読

委員長

ただ今の件について、何か御意見はあるか。 なし

委員長

それでは、「埼玉県議会議員定数・選挙区等検 討協議会」を設置するということでよいか。

了承

委員長

では、引き続き、協議会の規程及び会派別委員配分について御協議をお願いする。

事務局に、規程の案文を配布させる。

事務局が案文を配布

委員長

ただ今お手元に配布した「埼玉県議会議員定数・選挙区等検討協議会規程(案)」について、 政策調査課長に朗読させる。

政策調査課長朗読

委員長

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

村岡委員

定数が17人とのことで、会派別の所属議員数による委員配分になると思うが、実際にどのようになるのか。

委員長

この後、御協議いただく。

委員長

ほかに、御意見はあるか。 なし

委員長

それでは、埼玉県議会議員定数・選挙区等検討協議会規程については、案のとおり了承することでよいか。

了承

委員長

次に、委員配分についてだが、先ほどの規程に あった委員定数17名を各会派の所属議員数で按 分すると、自民9名、民主党・無所属の会3名、 公明2名、刷新の会2名、共産党1名となるが、 いかがか。

了承

委員長

それでは、委員については議長から指名することとなるので、各会派におかれては、推薦される 委員氏名を、本日中に御報告いただくよう、よろ しくお願いする。

了承

委員長

5 本会議等のテレビ放送の実施についてだが、 議長から発言を求められているので、議長、よろ しくお願いする。

議長

8月22日に開かれた各会派代表者会議において、自民党から提案された本会議等のテレビ放送について協議がなされ、本年12月定例会から開始すること、生放送と録画放送を組み合わせて放送すること、9月補正予算に必要経費を要求すること、などが了承されたので御報告する。

なお、要求した必要経費については、先ほど執 行部から説明があったとおり、9月補正予算案に 計上されている。

ついては、議会運営委員会でも御了承いただく ようお願いする。

委員長

ただ今議長から発言のあったとおり、この件については、各会派代表者会議で了承されたとのことである。

本委員会としても、お手元の資料3のとおり、 本会議及び予算特別委員会のテレビ放送につい て了承することでよいか。

了承

野本委員

テレビ放送の実施について了承があったわけだが、録画放送の編集権については、議会にあるということを明確にしておいた方が良いと考える。予算を使っての放送であるので、確認をしていただきたい。もうひとつ、録画放送は1日分を3分の1位に圧縮して放送することになるが、編集に関しては、私の考えでは、議運の正副委員長に監修の責任を持っていただきたいと考える。どういう場面を放送するかは議運の正副委員長が監修するということで責任を明らかにした方が

良いと考える。

賛成との声あり

委員長

ただ今、野本委員から発言のあった件について は、発言のとおりとすることでよいか。

村岡委員

編集権については、どこまで含まれるのか、どう考えているのか。

野本委員

いわゆる編集権は議会にあるということを明確にするべきということ。議会の予算によって放送する、議会の広報番組であるので、放送局が自由に編集して放送局の価値観で放送されるのではなく、編集権が議会にあるということを明確にするということである。

委員長

編集権については、野本委員の発言のあったと おりでよいか。

了承

委員長

また、議運の正副委員長による監修についてだが、一般質問等については、質問者からの要望等があるかと思うが、考慮しながら平等に進めていきたいと思うが、それでよいか。

了承

権守委員

各委員会室にマイク設備を導入すべきと考えるがいかがか。

委員長

ただ今、権守委員から発言のあった、マイク設 備等について御意見はあるか。

高木委員

私も導入すべきと考える。伺うところでは、かなり導入コストがかかると聞いているが、他の委員会に傍聴に行くと、聞こえないことが多々ある。執行部でも聞こえないことがあるし、市民、県民の方が傍聴に来ても聞こえないということが生じていると思うので、是非導入していただきたい。

村岡委員

私どももかねてからマイク設備の導入は必要 と考えていたので賛成である。

野本委員

各会派が賛成ということであるが、どういう設備を導入するかということがある。その点について、できるだけ長い期間使えるような、デジタルとかWi-Fiとか技術の進歩は日進月歩なので、どういう機材を導入するかについて検討する必要がある。3月の予算委員会に間に合うようなところで、どういう機材を導入したらよいか、何を使うか検討していく。ただマイクを使うだけならマイクだけあればいいだけなので明日からでもできるかもしれないが、将来的なものを含めて、機材等をきちっと検討した上で予算を付け、導入していただきたいと考える。

委員長

各会派からの御意見は、マイクを導入すべきと のことで意見は一致していると思うので、この件 については、今後の議運で、年度内に設置の可能 性も含め、協議していくことでよいか。

了承

3 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年10月6日

◆請願に係る意見(議請第11号)

小島委員

本請願について、不採択とする立場から意見を申し上げる。

政務活動費は、議員の政策立案活動や調査研究活動など議員活動の活性化と、地方議会の更なる審議能力の強化などを図るために、地方自治法において制度化されているものである。日夜722万県民の信頼と負託に真摯にお応えすべく政務活動を行う上で、必要かつ不可欠なものである。

政務活動費の活用に当たっては、最近の政務活動費を巡る議論を待つまでもなく、県民の信頼を 損ねることのないよう、常に厳しく自らを律して いかなければならないことは言うまでもない。

それは、本県政務活動費に係る条例や関係規程は、その制定過程において、県民から負託をいただいた我々議員が、地方自治法の趣旨に沿い、良識をもって、半年間にわたって十分に議論を尽くして制定されたものであることからも、明らかである。

よって、「本県議会が自ら定めた条例には、全 く県民の声が反映されていない」として、政務活 動費の廃止を含め見直しを行うべきとの本請願 は、不採択とすることが妥当であると考える。

村岡委員

我が党は政務活動費について、一貫して使途の 透明性の確保を主張してきた。政務活動費は、県 民の意見や実態を正確に把握するために必要と 考える。請願者は、交付金額、使い方について県 民の声が全く反映されていないと決めつけてい るが、この間、全ての支出に領収書の添付を行う など、県民の声に応えた前進があることから、本 請願には賛成できない。

木村委員

本請願に対して、不採択の立場から発言する。 地方分権も進み、地方議員の活動が広がる中で、 政務活動費はなくてはならないものである。一部 で不適切な使われ方があることも事実であるが、 我が会派としては、これまで率先して公開に努め、 適切な使用に心掛けてきた。本請願では、廃止を 含めた見直しを求めているが、我が会派では、議 員にとって政務活動費は必要だと考えており、今 後も透明性の向上、並びに適切な使用に努めてい く。よって、本請願には不採択を主張する。

権守委員

不採択とすべき立場から申し上げる。

県民の皆様の理解を深めるためには、政務活動 費について、不断の見直しは必要であると考える。 公明党も、公開前からそのように行っており、返 還も行っている。

この文書にある今回の兵庫県の号泣県議の政務活動費の不正使用は、犯罪であり、この兵庫県議は既に刑事告発もされている。このことと、県民には理解できない使い方が目立ちましたということは、一線を画す。また、文書の決めつけ方に疑問を感じることから、不採択が相当であると申し上げる。

◆請願に係る意見(議請第12号)

小島委員

本請願について不採択とする立場から意見を申し上げる。

請願者は会計帳簿を議会に提出するようになれば、あたかも議員活動と政務活動費の適正執行の確認ができるかのように主張している。

しかしながら、すでに本議会では1円以上の全 ての支出について領収書の提出を義務付けてお

り、これに勝る透明性の確保はない。

また、そもそも会計帳簿は、会派が政務活動費の支出の内訳を明確にするために調製するものであり、一律に議会のホームページで公開するものではないと考える。

よって、本請願は、不採択とすることが妥当で あると考える。

村岡委員

議請第12号については、紹介議員として、賛成の立場から意見を申し上げる。

請願の趣旨でも触れているように、政務活動費の使い方については、県民の注目が高まっていることは周知のとおりである。使途の透明性を、より一層確保することは、県民に対する私たちの責任である。2013年度より、全ての支出に領収書が添付されるようになったことは一つの前進であるが、更に政務活動費会計帳簿がホームページ上に公開されれば、県民は議員の活動を容易に確認できるようになり、使途の透明性がより確保され、県民の議会への信頼と関心を高めることになる。よって、委員の皆様には是非、採択していただくようお願いする。

木村委員

採択の立場で発言する。

県民の政務活動費に対する関心が高まっている中、我が会派としては、より一層の透明性の向上、公開に努めていくべきであると考える。それによって、県民の信頼も得られ、また、適切な使用も担保されるものと考える。よって、本請願には、採択を主張させていただく。

舟橋委員

我が会派では既にホームページ上で公開しているので、採択の立場をとらせていただく。

◆議会の運営に関する事項

委員長

次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・10月10日(金)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

了承

4 総務県民生活委員会における奥田智子県議の質疑

2014年10月6日

◆付託議案に対する質疑(総務部関係)

Q. 奥田委員

第124号議案について伺う。

6月の補正予算で33億円を修繕費用として計 上しているが、工事費の積算はどのように行っ たのか。

A. 営繕課長

工事費の積算は、まず、数量を算出し、それに単価を掛けて算出する仕組みになっている。 単価は県単価や刊行物を優先的に使用するが、 ない場合はメーカー見積りを3者以上とり、ヒ アリングなどにより実勢価格を確認して使用し ている。

Q. 奥田委員

積算時には、落札した錢高組にヒアリングは 行っていないのか。

A. 営繕課長

錢高組に積算上の相談や協議は行っていない。

◆請願に係る意見 (議請第 13 号)

奥田委員

議請第13号について、採択を求める意見を述べる。

周知のように、この4月から消費税が5%から8%へと増税され、4月~6月期のGDPがマイナス7.1%と落ち込んだ。とりわけ家計消費はマイナス19.5%と、1973年のオイルショック直後に匹敵する落ち込みとなっている。政府はこの落ち込みについて、想定内と強気な発言をしているが、金融市場にどれほど資金を流し込み、株価を引き上げても国民の実感はごまかせない。7月実施の県政世論調査によれば、生活

が苦しくなったと答えた県民が47%と、5ポイント以上増えている。

そもそも消費税という税制自体が、所得が低い人ほど重くのしかかる逆進性の強い不公平税制である。しかも、国は、「社会保障のため」と言いながら、国民にとっては給付削減と負担増が目白押しで、消費税増税の口実が偽りだったことは明白である。

請願文書にもあるが、消費税を増税しなくて も、所得や資産に応じて負担する「応能負担の 原則」に立った税制改革と賃上げをはじめ、国 民の所得を増やす政策で税収を増やせば、社会 保障拡充の財源の確保は十分可能である。そし て、その方が、日本経済を立て直せる道が開け る。今、政府がやるべきことは消費税の増税中 止の決断であり、埼玉県議会として本請願を採 択すべきである。

5 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2014年10月6日

◆付託議案に対する質疑(福祉部関係)

Q. 柳下委員

- 1 県内の保育所、幼稚園、認定こども園の数はいくつあるのか。県としては具体的にどのくらいの施設が認定こども園に移行するか把握しているのか。
- 2 給食については、調理師を置いて、自園調理が原則となっていると思うが、その理由は何か。未就学児の給食についてはアレルギー対応などもあり、保育園は非常に気を使っていると思う。給食について、外部搬入の業者は限られていると思うが現状はどうか。
- 3 認定こども園の運営費補助金の件だが、規模が大きい幼稚園が移行すると現状と比較して減ってしまう。また、補助財源そのものが消費税をあてにしており不安定な状況である。安定した運営に関して県としての支援はどうか。
- 4 生活困窮者自立支援促進モデル事業の調査 であるが、対象をどのように絞りどのような 調査をするのか。
- 5 生活困窮者とは、生活困窮者自立支援法では 「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維 持することができなくなるおそれのある者 をいう」とされているが、対象者の考え方や 範囲はどうなっているのか、生活保護受給者 は含まれるのか。また、生活保護の世帯類型 について10年前と比べてどのような特徴が あるのか。
- 6 生活困窮者に対する自立支援事業と生活保 護との関係はどうなっているのか。また、生 活保護が必要となる人は生活保護につなげ られるのか。
- 7 学習支援事業について、生活保護受給者だけ でなく、生活困窮者に広げるのはとてもよい。

- 来年度からは市町村が行うことになるが、県としての役割はどうするのか。また見通しはどうか。
- 8 住宅の確保の取組とその成果はどうなのか。 貧困ビジネス等がまん延し、そこから逃げて 来る人もいる。そこから自立するためにまず は住居を持つという点でも住宅の確保は重 要であるが、住宅支援給付の給付状況はどう なのか。
- 9 自立相談支援の体制において専門家の配置が必要だと考えるがどうか。福祉事務所では 生活保護のケースワーカーが不足している 現状があるが、改善を図るべきではないか。

A. 少子政策課長

1 現在、保育所は1,060園、うち公立は439園、 私立は621園、私立幼稚園は552園である。認 定こども園については、重複があるが38園で ある。

新制度への移行については、7月に意向調査を行っており、幼稚園から認定こども園への移行を予定・検討しているのは31園、保育所から認定こども園への移行を予定・検討しているのは18園であった。なお、公定価格等の制度の状況等を踏まえて、今月改めて意向調査を実施する予定である。今後も、移行希望の園が移行できるように支援していきたい。

2 給食については、自園調理が原則である。例外としての外部搬入は、満3歳以上について、いくつかの要件を満たす場合に認められる。要件とは、幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得る体制にあること、調理業務の受託者との契約内

容が確保されていること、栄養士による必要な配慮が行われること、受託者が調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等について幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること、など様々である。

現行、保育所でこのように実施しているので、認定こども園についても同様に対応していきたい。

3 認定こども園の運営費補助金については、国 としても消費税財源0.7兆円をもとに、あと は国で必要な財源を確保することとしてい る。今後も動向を注視しながら財源確保につ いてしっかり国に要望していきたい。

A. 社会福祉課長

- 4 民生委員あるいは生活保護のケースワーカーへのアンケートを実施して生活困窮者の実情等を調査したいと考えている。併せて生活困窮者を支援しているNPO等に対してインタビューを行って支援の進め方等を把握し、来年度以降の支援につなげたい。
- 5 生活困窮者の数の把握については、生活困窮者自立支援法では、具体的な所得基準等までは示されていない。現時点で具体的な数を把握するのは難しいが、例えば、教育の部門では、準要保護世帯の認定を市町村が行っており、おおむね生活保護の基準の1.3倍程度の収入がある世帯が対象であることから、こうした人の数を参考にしたいと考えている。おおよそ生活保護世帯にいる中学生の9倍程度が準要保護世帯の中学生であることから、生活保護受給者の9倍程度の生活困窮者がいるものと見込んでいる。

また、世帯類型別の推移であるが、手元の 資料により5年前との比較であるが、高齢者 世帯が最も多く約4割となっており、この状 況はあまり変わっていない。これに対し稼働 年齢層が中心となっているその他世帯では、 2009年4月の6,112世帯14.3%から14,389世 帯20%と大幅に増加している。リーマンショ ック以降、稼働能力がある者が失業により生 活保護を受けることが多くなっているため、 生活保護チャレンジ事業による就労支援に 取り組んできた。今後も就労による自立支援 を進めていく。

- 6 生活困窮者に対する事業と生活保護の関係は、密接に連携を取って進めていくというのが、法律の趣旨となっている。生活保護を申請し、生活保護に至らなかった場合でも生活困窮状態ということはあるので、そういった者に対する支援はもちろん行う。生活困窮者として相談があった場合でも生活保護の基準を満たしている場合は生活保護につないでいく。また、県の福祉事務所だけでなく市の福祉事務所に対しても連携を取るよう指導していく。
- 7 学習支援事業はこれまで生活保護受給者に 対する支援として県が一括して全県的に行ってきたが、生活困窮者自立支援法では、福 祉事務所を設置する自治体が行うことになっている。埼玉県の場合は、福祉事務所を県 と市が設置しており、市部の生活困窮者の支 援は市が行うことになる。学習支援について は、生活保護世帯の子供も含めて生活困窮者 自立支援の事業として行うという国の方針 が出ているので、市と県がそれぞれ生活保護 受給者を含めて学習支援を行う。

県としては、これまで生活保護受給者チャレンジ支援事業で培ったノウハウを提供して円滑に事業を始められるようにしたい。また、小さな市では単独で学習教室の設置が難しいこともあるので、近隣市や県と共同で教室を設置することも含めて支援する。さらに、広域的に実施した方が効果的な学生ボラン

ティアの募集等は県が中心となって進めて いきたいと考えている。

8 離職により住まいを失った者あるいは失う 恐れのある者に対し、生活保護の住宅扶助基 準内の家賃相当額を支給する住宅支援給付 を行っている。平成25年度の給付実績は624 人となっている。

また、生活保護チャレンジ支援事業の住宅 ソーシャルワーカー事業として無料低額宿 泊所からアパートへ移ってもらい安定した 生活を送るための支援を実施している。2013 年度は866人の転居を実現した。今後も支援 を継続していく。

9 ケースワーカーの標準配置数を満たしていない市には、県幹部職員が、福祉担当部局だけでなく直接人事担当部局に対し強く増員を要請し、ケースワーカー数の確保を働き掛けている。こうした市でもケースワーカーの数は増えているが、生活保護の受給者数の増加に追いつかないため、不足数を解消するには至っていない。ケースワーカーの確保については、引き続き働き掛けていきたい。

Q. 柳下委員

- 1 非正規労働や雇い止めなどにより若い世代で生活困窮者が増加している。自立支援の促進のためには、収入面だけでなく生活面も含めた総合的な支援が必要であると考える。様々な課題があると思うが、どのように支援するのか。
- 2 アスポートの学習支援について都市部では 学生ボランティアの確保がしやすいと思う が、農村部等ではどのように支援していくの か。
- 3 無料低額宿泊所からアパートへの転居を平成25年は866人実現したとあったが、県はどのように把握をして支援したのか。また、無料低額宿泊所で貧困ビジネスが行われてい

- るのではないかという問題があるが県としてどのように考えるのか。
- 4 条例で原則として自園調理である旨を規定すべきと考えるがなぜしないのか。
- 5 認定こども園の運営費補助金の財源は恒久 的な消費税であるということだが、景気動向 によって消費税が10%になるかどうかが決 まるので、県が10%を前提とするような考え 方をするのはどうか。

A. 社会福祉課長

- 1 若い人の場合には引きこもり等複雑な課題を抱えている人が少なくないため、県が支援していく上では、生活困窮に準じた者であれば幅広く対象とし、自立が速やかにできるよう支援を行っていきたい。
- 2 都市部の方が大学や学生が多いので学生ボランティアの募集も容易であると思うが、各市から学生ボランティアの募集依頼が来ると大学側も大変なので県が中心となってボランティアの確保をしたいと考えている。都市部以外でも教員OB等地域に根差した活動をしている人もいるのでそれぞれの地域の特性を生かした学習支援は可能だと思っている。
- 3 2013年度は高額家賃で自立に支障がある人 も含め1,623人に対して支援を行い、866人が アパートに転居することができたものであ る。

社会福祉法に基づく無料低額宿泊所はさいたま市、川越市が所管するものを含めて県内51か所あり、定員は2,686人となっている。これに加えて県条例に基づき届出のある施設は23施設、定員591人となっている。ホームレスのような状態だった人が急にアパートに住んで自立することは実際には難しい面もあり、一時的な住まいとして無料低額宿泊所には一定の役割があると考えている。し

かし、現状では長期に無料低額宿泊所で生活している人もいるので、県として住宅ソーシャルワーカー事業を実施し、アパート等への転居を進め自立を支援してきた。

A. 少子政策課長

- 4 自園調理が原則の中で、例外として要件を満たした場合に3歳以上の外部搬入が認められており、法令で既に規定されていることから、条例で改めて定める必要はないと考えている。
- 5 消費税の10%の引上げについては、国の判断である。国も仮に10%になった場合にはこういった単価になると示している。国も財源確保に努めるとしており、引き続き財源確保を国へ要望していきたい。
- ◆付託議案に対する質疑(保健医療部及び病院 局関係)

Q. 柳下委員

- 1 医師の確保及び育成に資する病院等を加算の対象とし、大学病院を公募するとのことだが、見通しはどうか。
- 2 不足病床722床と加算の上限780床の合計 1,502床を全て整備した場合、医師数はどれ くらい増えるのか。また、確保の見通しはど うか。
- 3 大学病院の整備をしても、日大の練馬光が丘病院のように契約期間満了前に撤退すると、 地域医療に大打撃を与えてしまうことになってしまう。こうしたことがないように、公 募の方法などについて県はどう考えている のか。
- 4 地域医療に必要な病院の新設や増床について、県では計画を把握しているのか。

A. 保健医療政策課長

1 まずは医師の確保を主眼に置いた大学病院

- の整備を第一に考えている。公募を行ってみないと分からないが、本県は高齢化の進行など今後も医療需要が大きいことから、応募があるものと期待をしている。
- 2 実際に公募を行い、整備計画の内容を見てみないと確かなことは分からない。例えば、県全体の既存病床数49,698床を病院勤務の医師数約6,400人で計算すると、100床当たり12.8人であり、1,502床整備すれば約200人となる。また、県内の大学病院の病床数と医師数のデータによれば、100床当たり40人弱であり、仮に800床の大学病院を整備した場合、300人強となる。
- 3 本県の医療需要の伸びなどを踏まえると、大 学病院の新たな進出が見込まれる。大学病院 を公募するに当たっては、提出される計画の 中で、経営能力や医師確保の方策など地域医 療に与える影響についても、しっかりと審査 したい。
- 4 現在のところ具体的な話はなく、県では把握していない。

Q. 柳下委員

大学病院では約800床で300人の医師が必要とのことだが、地域医療に影響がないよう医師はきちんと確保できるのか。今までに大学に打診はしてきていないのか。

A. 保健医療政策課長

大学病院は一般の病院とは異なり、自前で医師の供給をコントロールすることが可能である。 医療人材をどのように確保するかについては、 地域の医療に影響がないよう、公募で提出される計画をしっかりと審査したい。また、公募に際しては、本県の地域医療に必要な医師の派遣に協力することを条件にする予定である。なお、 昨年来、医学部の調査、検討をする中で接触した大学はあるが、計画を決めた大学はない。

Q. 和田委員

- 1 今回の加算は、まずは大学病院を対象にする とのことだが、例えば、さいたま医療圏の場 合、不足している426床と加算の上限の780 床との関係はどうなのか。
- 2 加算の対象となる「(2)地域医療に必要な 病床等」は、地域の実情に合わせて考えるに しても、現時点で特に県として力を入れる必 要があると考えている機能はあるのか。
- 3 砒素の調査については、ブロックに区切って ピンポイントで調べたと記憶しているが、今 回の補正予算は、敷地全体の砒素を処分する ということでよいか。

A. 保健医療政策課長

- 1 病床配分の考え方については、さいたま医療 圏を例にとると、ここで大学病院の整備が行 われる場合、まずは、不足している426床を 使って、さらに足りない分を病床数の加算の 上限である780床から配分することになる。
- 2 地域医療に必要な病床等については、昨年度 の公募で救急、周産期、小児など1,854床の 整備が進んでいる。まずは、これらの整備を 急いで行っていただく必要がある。これらの 整備状況や大学病院の配分結果を踏まえて、 「(2)の地域医療に必要な病床等」の公募 方法を検討していきたい。

A. 小児医療センター建設課長

3 砒素の調査は、10m四方ごとに1か所又は30 m四方ごとに1か所調べており、そこから砒素が検出されれば、その四方の中で砒素が検出された深さの部分について取り除くことになる。参考までに、敷地面積は約10,000㎡であるが、平面的に見ると砒素が検出された面積は7,500㎡程度ある。その部分について、検出された深さの砒素を10m四方又は30m四方で取り除くという考え方である。

◆付託議案に対する討論 柳下委員

第105号議案について、補正予算、6億3,000 万円は、小児医療センター新病院建設地から検 出された環境基準値を超える濃度の砒素を含む 汚染土壌の処理のための予算である。費用の負 担については、前所有者の独立行政法人都市再 生機構(UR)が全額負担するものであるが、 賛成できない。以下その理由について述べる。

2011年9月22日、「県立小児医療センターの存 続に関する請願書」が提出され、本県議会は趣 旨採択をしている。この請願の趣旨は、現在の 県立小児医療センターの機能を現在地に残して いただきたく請願いたします、というものであ った。さらにその理由には、現在の小児医療セ ンター開院に当たり埼玉県の小児の未来のため にとの崇高な理念に共鳴し、先祖伝来の土地を 提供した岩槻市、蓮田市の地権者の熱い思いを も勘案していただきたく申し添えます、と述べ られている。私はこの県議会の意思を重く受け 止めている。であるから、患者、家族と地元の 皆さんの切実な要求である現在の県立小児医療 センターの機能を現在地に存続してください、 という願いに応え納得を得られるような計画に していくことが、今行政に求められていること である。こうした合意がない中でこの新病院の 建設のみを進めるわけにはいかない。よって、 新都心への新病院建設を進めるための予算であ ることから反対である。

第109号について、政府は子ども・子育て支援制度を2015年4月から消費税増税と抱き合わせでの本格実施に向けて提案している。この新制度は、これまでの保育所の制度を根底から改変する「改革」であり、多くの問題点を抱えている。最大の特徴は、これまでの市町村の責任において保育を提供する現物給付の制度を改め、利用者と事業者の直接契約を規定する現金給付

の仕組みへの変更である。市町村は保育の契約 に介入することができないため、市町村の責任 が後退し、保育の市場化の道が開かれることに なる。よって法改正そのものに反対である。

また、給食は自園調理が原則であるが、連携 施設等からの搬入も認められており、調理の場 所については、調理室ではなく、調理設備とさ れ、調理員も委託や連携施設等から搬入する場 合は必要ない。条例化に当たっては、給食は自 園調理とし、調理員の配置が必要である。ここ 数年、子供たちの成長、発育にとって、保育園 でも食物アレルギー対応など個別対応食などが 検討され実践されてきている。食の自立、豊か な育ちを子供たちに保障していくためにも給食 やおやつにも保育の現場では努力がなされてい る。食材にも気を使い、地産地消などにも力を 入れているところも増えている。今回の条例案 では、給食は自園調理でなくても、調理員を置 かず調理室がなくてもいいという点では賛成で きない。以上の理由から条例案には反対である。

6 県土都市整備委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年10月6日

◆付託議案に対する質疑(県土整備部関係)

Q. 村岡委員

第104号議案について伺う。

1 県として、建設業界における若年者の所得の 状況を把握しているのか。 第120号議案について伺う。

2 首都高速道路の更新とはどのような内容か。 新設や延長も含まれるのか。

また、更新に6,300億円必要とのことだが、 内訳はどのようなものか。

- 3 道路整備特別措置法の改正の前後で財源の考え方に変化はあるのか。
- 4 資料にある写真の箇所はどこか。また、埼玉県内の路線は含まれるのか。
- 5 料金徴収期間を15年延長するとのことだが、 10年に短縮するなどの検討は行われなかっ たのか。

A. 建設管理課長

1 データとして把握していないが、建設業界との意見交換の中で、仕事がきつく休日が不規則な割には、収入が低いことが建設技能労働者の主な離職原因だと聞いている。若い人の所得は決して高くないと考えている。

A. 道路政策課長

- 2 今回の更新計画では、橋の架け替えなど主要構造そのものを取り替える大規模更新のほか、主要構造全体に対して補修を行う大規模修繕を予定している。新設は含まれていない。 大規模更新は延長8km、約3,800億円の事業を計画しており、大規模修繕は延長55km、約2,500億円の事業を計画している。
- 3 国の有識者検討会において、首都高速道路の 更新財源は料金徴収期間を延長する方針が

示され、それに基づいて今回の法改正がなされており、その考え方に変化はない。

4 資料の写真は1号羽田線であり、海面に近いため塩害等で損傷の激しい区間である。

埼玉県内の路線は建設時期が比較的新し く、長寿命化工事も完了しており、今回の更 新計画には含まれていない。

5 国の有識者検討会において、税金の投入や料金の値上げなど料金徴収期間の短縮が検討されてきたが、今回の計画では更新財源を全て料金収入で賄うことを前提に料金徴収期間を15年間延長することが必要になったものである。

Q. 村岡委員

第104号議案について改めて伺う。

1 建設業界における若い人たちの声を聴くことが重要である。事業の効果検証の中で若い 人の要望を聴く用意はあるか。

第120号議案について改めて伺う。

- 2 道路公団民営化時点で、ある程度更新費用の必要性が想定できなかったのか。
- 3 更新財源である6,300億円は現在から発生する額なのか、あるいは2050年から発生するものなのか。
- 4 首都高速道路の更新について、都民や県民など一般に公開され、また関係自治体等が検証する機会はあったのか。

A. 建設管理課長

1 委託先の建設業団体に対し、若い人の声を聴くように投げかけていきたい。また、定期的に建設業団体との意見交換会を行っているので、その中で若い人の声を把握してまいりたい。

A. 道路政策課長

- 2 2005年の道路公団民営化時点では、通常の維持管理費は見込んでいたが、道路構造物の老 朽化予測は難しく、具体的な更新箇所や対処 方法が十分に明らかになっていなかった。
- 3 更新財源の6,300億円はこれから必要となる 大規模更新、大規模修繕の必要額で、現在か らの額である。
- 4 首都高速道路の更新については国の有識者会議で検討されており、トラック協会などの利用者からヒアリングを行うとともに、パブリックコメントを行い、広く意見を聴取した上で取りまとめられている。自治体の意見としては、2012年12月24日国土交通省から「今後の国土の幹線となる道路に関する制度等のあり方について」の意見照会があり、更新財源については利用者負担を原則とし、具体的な案を提示のうえ、十分な検証を行うことを本県の意見として提出した。

Q. 村岡委員

更新財源の全てを利用者が負担すべきとの法 的根拠はあるのか。他の財源を投入することは できないのか。

A. 道路政策課長

法律では財源について制限はないため、他の財源、例えば税金の投入は可能である。ただし、今回の計画では更新財源を全て料金収入で賄うことを前提に料金徴収期間を15年間延長している。税金投入などに当たっては改めて国での議論をやり直す必要があると思われる。

◆付託議案に対する質疑(都市整備部関係)

Q. 村岡委員

第117号議案について伺う。

1 今回の対象者は、地位の承継ができないとしても、障害などがある者ではないことを確認

したい。

2 また、不正入居者ではあっても、すぐに転居 できない状況にある者などについては、どの ように対応しているのか。

A. 住宅課長

- 1 今回の不正入居者は、障害者ではない。
- 2 障害や病気のある方、20歳未満の者を扶養している場合には、地位の承継を認めている。

◆付託議案に対する討論

Q. 村岡委員

第120議案に反対の立場で討論を行う。

当該高速道路は、本来であれば、2050年で料金徴収期間が終了する予定であるが、約6,300億円の更新財源が必要との試算から、その財源確保のため料金徴収期間を延長するものである。

しかしながら、第一に、修繕等の必要性は認めるが約6,300億円という巨額の更新内容について、必要な工事であるか県民の検証を得られているとは認められないこと、第二に、大規模改修の費用は当初から想定されるべきものであり、その全額を利用者負担とすることには問題があり、反対である。

7 自然再生・循環社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2014年10月8日

Q. 柳下委員

- 1 水田の果たす役割は大きいとの説明であったが、米価が暴落して農家は困っているという声を聞いており、水田の維持が困難になるのではと危惧している。県は現場の状況をどうとらえているのか。
- 2 米の新品種の試作に当たり、種もみの混入が あったと聞いているが、この問題に関してど のように対応しているのか。
- 3 外国から木材が入ってきているが、国産材の 自給率の推移はどうなっているか。また、せ っかく木を大きくしても木が売れないとの声 を聞くが、それに関して対策はどうしている か。
- 4 県では水田の集約化・大規模化を推進するとしているが、一方で水田面積の推移を見ると、 年々減っている。県はこのような状況をどのように考えているのか。

A. 生産振興課長

- 1 農協が米農家に支払う概算金が昨年と比べて3,000円から4,000円程度下がっている。農家経営に影響があると認識している。一方で、概算金は農協と卸業者の目安であるが、小売段階での価格の下がり具合は大きくない。本県の米農家は、農協出荷以外に直売をしている農家も多い。また、米の作況指数は9月15日現在で全国は101、埼玉県は102で、平年並みかやや良となっている。今後、西日本の気象状況により、作況は下がるとの見込みもある。それにより卸商の動きも変わると考えられる。現場の農業者は思いの外落ち着いている。値動きを見ながら農業者を支える方策を考えていきたい。
- 2 新品種を2012年度から2013年度にかけて試

- 作、いわゆる「実証ほ」として取り組んできた。2013年産を試験的に売ろうとした際、取引先からDNA検査で混ざりものがあるとの連絡があった。原因は2012年産の農家のもみを2013年に種として使用した際、錯誤あるいは勘違いがあって混入したということが分かった。「実証ほ」に取り組んだ農家は一生懸命やっていただいたが何らかの錯誤があったものと考えている。
- 4 生産費を下げるためにはスケールメリットを生かす必要がある。一部に小規模栽培で特別な価値のある米を売ろうとする動きもあるが、全体としては、集約化してコストの低減を進めることが重要だと考える。

A. 森づくり課長

3 木材の自給率は、1955年は94.5%、2008年は 24.0%であったが、2012年は27.9%と少し上 昇している。なお、国では2020年までに自給 率を50%にする目標を掲げている。

山の立木の値段は搬出経費によって価格が 決まるので、経費が安くなるような対策を講 じたい。また、公共建築物に使用してもらう ため、市町村に対し、指針の策定を促進し、 民間では、工務店等に対し県産木材を使うよ う啓発したり、県産木材を使って建てた住宅 等に助成するなどして、県産木材の利用拡大 を図っていきたい。

A. 農業政策課長

4 本県の水田面積は、2013年は4万2,900haであり、2009年の4万4,400haから約1,500ha減少している。これは、本県の立地条件から都市的な土地利用の圧力が強いことによるものである。

しかし、農地は農業生産の基本であること から、農業生産への影響の低い農地から先に 転用許可を行うなど、集団農地など生産性の 高い農地を守る取組を行っている。

Q. 柳下委員

米価下落に対して、農家は落ち着いているということだが、200万円もの赤字が出て大変だとの声も聞いている。直売が多いから影響が少ないと言うが、本当に実情を理解しているのか。

A. 生産振興課長

需給動向が変化するとの予想もある。現在の 概算金の水準が最低のラインと考えている。精 算金の段階ではある程度の金額となるのではな いかと考えている。また、農協の集荷率は13% に過ぎず、それ以外の売り方、親類やご近所に 売るいわゆる縁故米が4割、残り5割は直売と して、特定の食堂や県内の集荷業者に販売する ものが主流となっている。これも概算金の影響 は受けてはいるが比較的安定している。全体と すると、必ずしも8,000円という金額で動揺が大 きく広がっているとはとらえていない。

Q. 柳下委員

群馬では自殺者も出た。県議会としては国へ 意見書を出そうかという動きもある。農林部は どう考えているのか、考えを聞きたい。

A. 農林部長

行政が民間の取引に関しては言いにくい立場である。主食用米の需給バランスが崩れている状況であり、飼料用米や加工用米など水田をフル活用し様々な取組を行っている。国では、収入減少影響緩和対策などセーフティネットを活用すると言っているが、農家の実情をしっかり受け止めつつ様々に検討し、適切に対応していく。 了 承

8 危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年10月8日

Q. 村岡委員

- 1 河川と下水道の一体的整備について、東岩槻、 辰井川、せんげん台などで実施しているとの ことだが、浸水被害が解消されたなど、具体 的な整備効果が表れているか。
- 2 協議会では、すぐにできるところは実施する とのことであるが、具体的にどのようなこと ができるのか。
- 3 調節池の整備によるスピードアップの取組 はどこで実施されているか。この取組を行う きっかけは、地元市町村からの要望か、また は県の方針か。また事業の進め方について伺 いたい。
- 4 防災情報の発信では、関係する住民に情報が 伝わらなければならない。インターネットが 利用できない人や雨で防災無線が聞こえづら い場合もあると考えられる。県として発信方 法に関する市町村への支援方法等にどのよう なものがあるか。
- 5 近年、土砂災害で避難勧告を発令した実績は あるか。
- 6 地震火災に強いまちづくりでは火を出さない対策が必要であるが、根本的な軽減策について基本的な考え方を教えてもらいたい。

A. 河川砂防課長

- 1 河川と下水道の一体的整備については、集中 投資により鋭意進めているが、10年程度の期 間が必要である。一連区間の整備が完了すれ ば、その効果も把握していきたい。
- 2 すぐに実施可能な取組として、さいたま市鴻 沼川の事例がある。洪水のたびに内水を排除 するポンプに排水管を接続して川に排水して おり、時間ロスなどの課題を抱えていたが、 河川、農林、公園等関係者が多く、許認可の

- 問題などもありなかなか改善できなかった。 そこで協議会により各管理者と調整し、排水 管を河川沿いの通路の下に埋設し常設化する ことで、速やかな排水が可能となった。
- 3 現在、県では、上院調節池、中手子林調節池などで調節池と河道の整備をセットで行っている。下流から整備を進めると時間がかかることから、従来より上流部で調節池の整備を進めてきたが、ゲリラ豪雨の頻発を踏まえ、2011年度から調節池と河道の整備をセットで実施する取組を重点施策として進めている。実施箇所は、浸水被害の状況、地元からの要望、地元市町村の協力状況等を総合的に判断し選定している。
- 4 防災情報の提供については、2012年2月から NHKさいたま放送局と連携し、データ放送 により県内の河川水位を確認できるようになった。また、県が発表する避難判断水位の到 達情報や土砂災害警戒情報などは、テレビの テロップにも流れる。

A. 消防防災課長

- 4 避難情報などについては、迅速かつ確実に伝達することが必要である。このため、市町村を集めた会議などでその重要性について説明している。具体的には防災行政無線のほか、市の防災情報メール、自治会や町会の連絡網、また地元のケーブルテレビなど多様な手段の活用を示している。
- 5 先日の台風18号において東松山市が避難勧告を発令している。それ以前では、2013年9月に所沢市で発令されている。

A. 危機管理課長

6 これまで住宅の耐震化、初期消火に力を入れ

てきたが、出火自体を防止する対策として、 今後は地震とともに電気を遮断する「感震ブレーカー」の普及を進めたい。

Q. 村岡委員

- 1 旧市街地の周りを新たに開発すると、旧市街地は低くなり、浸水が発生してしまう。 県道の下の下水道への接続や貯留管を入れるなどの対策も必要と考えるがいかがか。
- 2 広島のように、夜中の短時間の局所的な降雨 に対して、埼玉県として避難の判断基準の見 直しなどを考えているのか。

A. 河川砂防課長

- 1 河川と下水道の連携においては、旧市街地における対策も検討している。さいたま市との連携においては、市がそのような場所に調整池を作り、雨水を受け入れている。下水道の貯留管などをつなぐことや、ネットワーク化させることも有効である。大阪市においても取り組んでおり、重要な観点である。市町村との協議において、検討を進めていきたい。
- 2 土砂災害警戒情報などを県と気象台が協力 して出している。各市町村には、この情報を 活用し適切に避難勧告等を発令するようお願 いしている。

A. 消防防災課長

2 夜間から早朝にかけて避難が必要になる場合などには、早めに避難準備情報を発令するよう、判断基準の具体例を示して市町村職員を対象とした会議等で説明している。避難勧告等の避難情報は、空振りを恐れず早めに出すことが基本である。

9 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における奥田智子県議の質疑

2014年10月8日

Q. 奥田委員

文化振興基金の残高が約4億6,600万円あるということだが、県の文化振興基金について、 もっと積極的に活用されると良いと考えている。 基金による助成制度をどのように周知している のか伺いたい。

A. 文化振興課長

県文化振興基金を活用した助成事業は年3回募集しており、市町村への資料提供、報道発表の実施、県ホームページや彩の国だよりへの掲載などにより周知している。加えて、県内全ての公民館で事業案内を配布している。また、市町村の広報誌への掲載を依頼しており、現在20市町で掲載されている。さらに、ミニコミ誌にも掲載してもらうなど、様々な広報活動により、助成団体に制度のことがしっかり伝わるよう周知徹底に努めている。

Q. 奥田委員

ホームページによる広報については、見ようと思って見る人は少ない。文化活動により、元気に年を取ることができると思うので、広く県民に周知することが重要である。知恵を集めながら、努力をお願いしたい。

A. 文化振興課長

頑張っていく。

10 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年10月10日

第1回

委員長

3 請願に対する討論についてだが、今定例会の 請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討 論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の 資料1のとおりである。

この中で、特に討論を必要とする請願があるか。 御意見をお願いする。

村岡委員

請願第13号「消費税10%への増税中止を求める 意見書提出を求める請願」については是非討論を 認めていただきたい。理由としては、この問題は 県民の関心が非常に高く、地域経済もいまだに疲 弊している中で出された請願である。一度もこの 種の中身については本会議で賛否の討論を行っ ていない経緯もある。請願は県民の権利であり、 議員提案の意見書、決議とは異なる内容であるの で、賛成の立場、反対の立場であれ、討論をお願 いしたい。

また、反対の立場の方は、なぜ討論を認めないかを納得できるよう詳しく説明願いたい。

小島委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し 合わせている。

議案提出には8人以上を必要とするのに対し、 請願は紹介議員1人でもよく、どんな内容の請願 でも本会議での討論を認めることは、議案提出権 とのバランスを欠くことになるからである。

今回の請願については、その内容からも討論を 行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げ て討論を行う必要はないと考える。

賛成との声あり

高木委員

私たちの会派では、今回の請願第11号、12号、 13号とも討論を認めていただきたい。

11号、12号の政務活動費についてだが、6月 定例会中に起きた号泣事件等を受けて、県民の 政務活動費に対する関心が大変高くなっている ところであり、これらの請願に対して、どうい う理由でそれぞれ採択、不採択の立場をとって いるかを県民に分かりやすく説明する必要があ るからである。13号については、これまで出さ れていないものであり、この局面での消費税 10%への判断に対する立場の説明が必要だと考 えるので討論を認めていただきたい。

野本委員

討論については、小島委員の話のとおりであるが、討論をするかどうかを決めるときは、議会運営委員会で重要な問題だと、全会派一致に近い、全員が討論が必要だという討論に限った方が良いと考える。議案提出権との関係もあり、特定の意見、見解について賛否を問うということになるので、自民党としては、全会派が討論をした方が良いという結論が出たものに限った方がよいと考える。原則はそういうことで運用していただきたい。

高木委員

請願に対する討論については、図書室の資料で調べたが、原則請願に対する討論をするものではないというような表記は見つからなかった。ぎょうせいから出版されている、野村稔、鵜沼信二共著の改訂版地方議会実務講座第3巻には、請願に対する討論はほかの議案と同様にできることは当然であると書かれている。討論を議案か請願か、

提出の議員の人数でバランスを考えるというの も、そもそも中身が違うものであるので、人数だ けで比較することは理解できない。全員が討論を すべきものというのが、どういうものを想定して いるのか分からないが、それぞれ意見が二分され るようなものは、多数の結論をとった方は討論を してほしくないと思うだろうし、そうなると、1 件も討論が認められることはないという結論に 落ち着いてしまう。

野本委員

そのとおりである。議案として出せばよい。

村岡委員

野本委員の発言との兼ね合いであるが、全会派一致であれば、賛成であれば採択、賛成しなければ不採択となる。しかし、意見が異なることがあった場合に、それぞれの立場から討論を認めることは、極めて県民に対して大事なことである。是非、異なる意見があっても認めるということが必要と考える。

野本委員

賛否について言っているわけではない。問題の 重要性についての評価の仕方、これはきちっとや らなければいけないという考えを、全会派が共通 の理解として持っているもの、そういうものに限 った方が良いということである。1つの意見、見 解であるので、必要ならば各会派で議案として議 会に出せばよい。 賛否の全会派一致ではない。

委員長

それでは、御意見を伺ったが、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことでよいか。

了承

第3回

委員長

1 議員提出議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

了承

委員長

次に、(2)委員会審査の省略の確認について だが、省略することでよいか。

了承

委員長

次に、(3)討論の有無の確認についてだが、 60番木村勇夫議員から、議第21号議案に対する反 対討論及び議第22号議案に対する賛成討論、58 番塩野正行議員から、議第21号議案に対する賛成 討論、17番菅原文仁議員から、議第21号議案及び 議第22号議案に対する反対討論並びに議第23号 議案に対する賛成討論、45番村岡正嗣議員から、 議第21号議案ないし議第23号議案に対する反対 討論、46番竹並万吉議員から、議第21号議案に対 する反対討論及び議第23号議案に対する賛成討 論、29番奥田智子議員から、議第29号議案に対す る反対討論、49番鈴木正人議員から、議第29号議 案に対する賛成討論、61番佐藤征治郎議員から、 議第29号議案に対する反対討論の通告書が提出 されている。

ほかには、なしでよいか。

了承

小島委員

共産党の村岡委員にお伺いしたい。選挙区条例 に関して、全ての議案に反対するということは、 今の選挙区で、違法状態が続く選挙区条例で選挙 を行った方が良いということなのか。

村岡委員

私たちは残念ながら議員提案権を会派として 持っていない。これまで、自分たちの提案につい ては、協議会でお示ししたとおりであるが、考え 方についてはそれが基本である。提案権を持って いないという現実の中で、こういう態度になった。 そ以上でも以下でもない。

小島委員

違法状態で良いということなのか。

村岡委員

私たちの考え方は、協議会でも示させていただいた。本来であれば、私たちも自分たちの考えを提案したいが、その権利を有していない。かといって、後で述べるが、この3議案の中に賛成できない部分があるので、反対という立場をとらざるを得ないということを御理解いただきたい。

委員長

討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

了承

委員長

次に、(4)採決区分の確認についてだが、お 手元に配布した議員提出議案採決確認表のとお りでよいか。

了承

委員長

2 委員会室に導入するマイク設備についてだが、お手元に配布した資料の方向で、平成27年度の予算要求の準備を進めていくことでよいか。

了承

委員長

3 委員会の会議の録音についてだが、委員会会 議録作成の補助のために、テープレコーダーを使 用しているが、お手元に配布した資料のとおり、 ICレコーダー等を含めた録音機に変更するこ とでよいか。

了承

委員長

4 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長説明

委員長

5 その他の(1)12月定例会の会期予定案についてだが、この件については、12月1日(月)~19日(金)の日程で執行部と調整をしているので報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準 備ができ次第、直ちに再開する。

了承

11 知事提出議案への反対討論

2014年10月10日

日本共産党の柳下礼子です。党県議団を代表して、知事提出議案、第105号議案「平成26年埼玉県病院事業会計補正予算」第109号議案「埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」第120号議案「首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について」に対する反対討論を行ないます。

はじめに、第105号議案は、小児医療センター 新病院建設地から検出されたヒ素汚染土壌の処理のための補正予算です。我が党県議団は、2011 年本県議会で採択された請願の趣旨に基づき、 現在地の病院機能に対して患者ご家族、地元住 民の納得がえられないまま新病院建設をすすめ ることは認められないと考えています。

3年前の9月定例会で趣旨採択された岩槻区 自治会連合会の請願主旨は「現在の県立小児医 療センターの機能を現在地に存続していただき たい」というものでした。この県議会の総意に 基づいて、現在地に残すべき機能の検討が2年 半もの年月をかけて行なわれました。その結果 は重症者の一部を対象にした、週2日程度の無 床診療所という提案でした。加えてこの診療所 でデイケアを行なう、社会福祉法人を念頭に医 師も常駐するレスパイト施設も建設するなどの 提案が行なわれました。しかし、重症の患者さ んの多くは多数の診療科を受診しており、日常 的医療管理だけが現在地で行なわれるようにな れば、2カ所に常時通わなければならず、負担 軽減にはならないというご意見でした。党県議 団は一般質問でものべたように重症者のレスパ イト施設整備は必要不可欠と考えていますが、 しかし患者家族と地元住民の真の願いは病床の ある病院です。以上の点から、まだ跡地機能に 対する患者家族、地元住民の納得は得られてい ないと考え、補正予算に反対するものです。

続いて、第109号議案は認定こども園の認定の 要件を定めたものです。政府は子ども・子育て 関連法を2012年成立させましたが、これに基づ いて来年度からこれまでの保育所、幼稚園の制 度を根底から改変する「新制度」をスタートさ せます。幼保連携型認定こども園は県が基準を 条例で定めることとされています。

この条例案を認められない理由の第1は、子 ども子育て関連法そのものに重大な問題点があ るからです。最大の問題点は、これまで市町村 の責任で保育を現物給付してきた制度を改め、 利用者と事業者の直接契約を基本とする現金給 付のしくみに変更したことです。これまで、入 所の申請から保育所が決定するまで、市町村が 責任を負ってきましたが、原則市町村は保育の 契約に介入できず、自治体の責任は後退します。 実際は、児童福祉法24条1項を守れという国民 的世論に押され、認可保育制度については市町 村の保育実施義務が復活しました。しかし、幼 保連携型や地域型保育は直接契約制度が適用さ れ、保育料も事業者が徴収します。事業者が処 遇の難しい利用者を選別することも可能です。 保育に欠ける子どもたちの保育を、保護者と事 業者の直接契約という市場原理にゆだねること は認められません。

第2に条例に定める基準の中には、保育者の配置基準を国より手厚いものと定めるなど積極的な面もありますが、食事について自園調理を原則としながら3才児以上には外部搬入を認め、調理員を置かないなどを認めている点については反対です。保育所の食事は、大切な食育の場であると同時に、貧困やDVなど複雑な家庭が増えている中で、子どもの命綱ともいえる重要な位置づけがあります。食物アレルギーの増加から個別対応食なども検討され実践も広がって

います。幼児の命と健康、豊かな育ちの観点から食事は自園調理とすべきです。

第120号議案、首都高葛飾川口線等に関する事業の変更の同意についてです。

本議案は、大規模更新及び大規模修繕にかかる約6,300億円の財源を確保するために、首都高速道路の料金徴収の満了について2050年から2065年に変更するものです。

もとより老朽化による修繕等の必要性は認めるものでありますが、約6,300億円という巨額の更新事業の内容について、本当に必要な工事であるかなどの県民の検証が十分に行われたとは言い難く、賛成できません。

また、6,300億円という財源の額は別としても、その全額を利用者負担とすることは認められません。そもそも大規模改修などの費用は当然予想されるものであったはずであり、当初の段階から考慮すべきものであり、問題と言わざるをえません。

以上です。

12 議員提出の意見書・議案に対する反対討論

2014年10月10日

日本共産党の奥田智子です。

議第29号「『慰安婦問題』に関する適切な対応 を求める意見書」案に対する反対討論を行ない ます。

第1の反対理由として、指摘しなくてはならないのは、本意見書案は重大な事実誤認を元に 作成されていると言う点です。

まず、本意見案は、朝日新聞がいわゆる吉田 証言を報じたことで「韓国をはじめとして世界 各国に慰安婦の強制連行があったとの誤解を与 え続けた。また、これらを受け我が国政府から も『河野談話』」という声明が発せられたとして います。

しかし、これまで米国下院、オランダ下院、欧州議会、韓国国会、台湾立法院、フィリピン下院外交委員会から、慰安婦問題に関する日本政府に対する抗議や勧告の決議があげられていますが、そのいずれもが問題にしているのは、「強制連行」の有無ではありません。軍による「慰安所」における強制使役=性奴隷制度こそが国際社会から厳しく批判されている問題のが当時です。ですから朝日新聞が吉田証言を取り消したからといって、この国際的立場はまったです。ですからはありません。イギリスの「エロクト」8月30日号は「朝日はチェジュ島の件で間違ったのだろうが、戦時中女性たちに売春を強要した日本の責任は疑いない」と指摘しています。

また、「河野談話」作成に直接関わった石原信 男氏が断言しているように、談話はいわゆる吉 田証言なるものを全く根拠としておりません。 石原氏は16人の元慰安婦から聞き取り調査を行 ない、「慰安婦」とされた過程にも強制性があっ たことは間違いないという判断をするに至った ことを、明らかにしております。「河野談話」は もともと「吉田証言」を根拠にしていないのですから「吉田証言が崩れたから河野談話の根拠もなくなった」などという議論は成り立ちえないのです。したがって、吉田証言はじめとする朝日の報道が、世界各国に誤解を与えたり、河野談話がこれらを受けたという意見書案の記述は事実ではなく、これを前提に書かれた意見書案は認められません。

加えて、本意見書案は「政府の調査でも、軍が強制連行した証拠は出ていない」と述べていますが、インドネシアのスマラン、中国南部桂林で強制連行があったことは、当時の裁判記録が残っており、この点も事実誤認と言わざるをえません。

第2に、本意見書案では「河野談話作成チーム」による「慰安婦問題の経緯」を踏まえ国際社会への発信や、新たな談話の発表を求めております。しかし、このチームの検討結果に基づき、安倍政権自身が「河野談話を継承する」と発表したことは動かしがたい事実です。したがって、吉田証言の取消記事や検証チームの「経緯」に基づく国際社会への発信や、新たな政府談話は全く必要がありません。

第3に、本意見書案は、慰安婦問題の本質を 「強制性」であると、わずかに真実を述べてい ます。

元慰安婦が日本政府に対して謝罪と賠償を求めた裁判では、8つの判決の被害者35人について、慰安婦にされた過程が「その意に反していたこと」と、慰安所での生活は一切の自由を奪われた状態での文字どおり「性奴隷」としての悲惨きわまるものであったこと、また35人のうち26人が未成年であったことを、一人ひとりについて具体的に事実認定しています。慰安婦問題の本質を強制性だとする、本意見書案の立場

に立てば、これら裁判記録に照らして日本政府に求めるべきことは、新たな談話などの発表ではありません。過去日本軍が行なった行為を心から反省し、悲惨きわまる体験を強制された慰安婦のみなさんに償うことです。河野談話はこの連ずることなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意をあらためて表明する。」この言葉を申し述べ、本意見書案への反対討論を終わります。

13 定数と選挙区に関する条例の一部を改正する条例案に対する反対討論

2014年10月10日

日本共産党の村岡正嗣です。

議第21号議案、議第22号議案、議第23号議案、 はいずれも、埼玉県議会議員の定数並びに選挙 区において選挙すべき議員の数に関する条例の 一部を改正する等の条例案ですが、反対の立場 から一括して討論します。

3議案はいずれも、議員定数を、1万至4、 乃至8人を削減するものです。定数の削減は、 議会への民意の反映をせばめることから反対で す。本県の議員定数は1978年に94とされて以来 据え置かれてきました。この間、本県の人口は、 1979年の482万人から2010年の719万人へと著し く増加しており、民意の反映という観点からは、 大幅な議員定数の増が図られるべきで、以前の 法定数で言えば上限120人となるところです。据 え置きということ自体が、すでに実質的な定数 削減となっていると考えます。

尚、削減の理由として、県民のくらしが厳しい、職員は削減してきた、だから議員も身を削るべき、といった主張がありました。しかし、定数削減で削られるのは県民の声であります。仮に財政削減を理由にするのであれば、議員歳費及び政務活動費などを見直すことや、税金を使っての議員の海外派遣を中止することの方が、よほど削減となるはずです。まずそれを実行してこそ、身を削ると言えるのではないでしょうか。

さらに、議第21号議案ですが、現行の北3区から美里町が除かれています。

本庄市、美里町、神川町、上里町は、児玉郡市広域市町村圏組合を構成して、これまで消防や清掃、斎場等の広域行政を実施してきました。 県議会での選挙区の見直しにかかわって、わが党には、現北3選挙区から美里町を除くとなる と、児玉郡市としての一体性が損なわれことから反対との、強い意見が寄せられました。本庄市議会、美里町議会、神川町議会、上里町議会からは、同趣旨の意見書が県議会議長あてに提出されております。4議会の意見書がいずれも全会一致で採択されたことは、文字通り児玉郡市の総意であって尊重されなければなりません。よって、児玉郡市における歴史的経緯と総意を無視する変更には反対です。

14 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

	件 名	各会派の態度														
議案番号									無所属						採	
		共	自	民主・	公	刷新		さいた	佐	中	醍	中		日	中	決
		産	民	無所	明	の	民	ま吉翔	久			屋	岡	下		結
		党	党	属	党	会	党	会	間	村	醐	敷		部	原	果
第104号議案	平成26年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)	0	0	0	0	0	0	0	0	欠	0	0	0	\circ	\circ	原案可決
第105号議案	平成26年度埼玉県病院事業会計補正予算(第2号)	×	\circ	0	0	\circ	×	0	0	欠	0	0	\circ	\circ	\circ	原案可決
第106号議案	埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正す る条例	0	0	0	0	0	0	0	0	欠	0	0	0	0	0	原案可決
第107号議案	埼玉県税条例の一部を改正する条例	0	\circ	0	0	\circ	\circ	0	0	欠	0	0	\circ	\circ	\circ	原案可決
第108号議案	執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条 例	0	0	0	0	0	0	0	0	欠	0	0	0	0	0	原案可決
第109号議案	埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部 を改正する条例	×	0	0	0	0	0	0	0	欠	0	0	0	0	0	原案可決
第110号議案	埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例	0	0	\circ	0	0	\circ	0	0	欠	0	0	0	\circ	\circ	原案可決
第111号議案	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一 部を改正する条例	0	0	0	0	0	0	0	0	欠	0	0	0	0	0	原案可決
第112号議案	埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例	\circ	0	\circ	0	0	\circ	0	0	欠	0	0	0	\circ	\circ	原案可決
第113号議案	財産の出資について	0	0	\circ	0	0	\circ	0	0	欠	0	0	0	×	\circ	原案可決
第114号議案	財産の取得について	0	0	\circ	0	0	\circ	0	0	欠	0	0	0	\circ	\circ	原案可決
第115号議案	財産の処分について	0	0	\circ	0	0	\circ	0	0	欠	0	0	0	\circ	\circ	原案可決
第116号議案	訴えの提起について	0	0	\circ	0	\circ	\circ	0	0	欠	0	0	0	\circ	\circ	原案可決
第117号議案	訴えの提起について	0	0	\circ	0	\circ	\circ	0	0	欠	0	0	0	\circ	\circ	原案可決
第118号議案	和解することについて	0	0	0	0	0	0	0	0	欠	0	0	0	\circ	\circ	原案可決
第119号議案		0	\circ	\circ	0	\circ	\circ	0	0	欠	0	0	0	\circ	\circ	原案可決
第120号議案	首都高速道路株式会社の埼玉県道高速・飾川口線等に 関する事業の変更の同意について	×	0	0	0	0	0	0	0	欠	0	0	0	0	0	原案可決
第121号議案	埼玉県地域保健医療計画の変更について	0	0	\circ	0	0	\circ	0	0	欠	0	0	0	0	\circ	原案可決
第122号議案	平成25年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定 について(注3)															継続審査
第123号議案	平成25年度埼玉県公営企業会計決算の認定について (注3)															継続審査
第124号議案	工事請負契約の締結について	0	0	0	0	0	\circ	0	0	欠	0	0	0	\circ	0	原案可決
第125号議案	埼玉県教育委員会委員の任命について	0	\circ	0	0	0	\circ	0	0	欠	0	0	0	\circ	\circ	同 意

- (注) 1 各会派及び無所属議員の議案に係る賛否については、採決を行う本会議に先立って開かれる議会運営委員 会で確認しています。この表は、議会運営委員会で確認した内容を議案ごとに示したものです。
 - 2 各会派の議員数は、表決状況確認時の人数です。
 - 3 第122号議案及び第123号議案については、継続審査と決定されたため、採決は行われませんでした。

議員提出議案(意見書・決議)に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

									無所属						採
議案番号	件名	共産	自民	民主・無	公明	刷新の	社民	さいたま吉	佐久	中	醍	頭	귀 田	中	決結
		党	党	所属	党	の会	党	ロ翔 会		村	醐	重	- 稲	原	果
議第21号議案	埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する等の条例	×	0	×	0	×	×	×	0	欠	×	×	0	×	原案可決
議第22号議案	埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する等の条例	×	×	0	×	×	×	×	×	欠	×	×	×	×	否 決
議第23号議案	埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区にお いて選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正す る等の条例	×	×	×	×	0	×	0	×	欠	0	0	×	0	否 決
議第24号議案	米価暴落への対策を求める意見書	0	0	0	0	0	\circ	\circ	0	欠	\circ	\circ	\circ	\circ	原案可決
議第25号議案	危険ドラッグ根絶のための対策強化を求める意見書	\circ	0	0	0	0	\circ	0	0	欠	\circ	0	\circ	\circ	原案可決
議第26号議案	土砂災害対策の一層の推進を求める意見書	\circ	0	0	0	0	0	0	0	欠	\circ	0	\circ	\circ	原案可決
議第27号議案	社会資本老朽化対策の充実を求める意見書	0	0	0	0	0	\circ	0	0	欠	\circ	\circ	\circ	\circ	原案可決
議第28号議案	産後ケア体制の整備の推進を求める意見書	\circ	0	0	0	0	\circ	\circ	0	欠	\circ	\circ	\circ	\circ	原案可決
議第29号議案	「慰安婦問題」に関する適切な対応を求める意見書	×	0	×	×	X	0	0	0	欠	\circ	0	\circ	\circ	原案可決
1100717	議員派遣について	0	0	0	0	0	0	0	0	欠	0	0	\circ	\circ	原案可決
議第31号議案	議員派遣について	\circ	\circ	0	\circ	0	0	0	0	欠	\circ	\circ	\circ	\circ	原案可決

15 日本共産党県議団が提出した意見書・決議(案)

- ・集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書
- ・消費税10%への増税中止を求める意見書
- ・米価暴落から生産者を守るために緊急対策の 実施を求める意見書
- ・住民の命と安全を置き去りにした川内原発の 再稼働をやめるよう求める意見書
- ・辺野古沖への新基地建設の中止を求める意見書

集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書(案)

7月1日、政府は、ついに集団的自衛権の行 使等を容認する閣議決定を行うという暴挙に出 た。

集団的自衛権の行使容認は、日本が武力攻撃をされていないにもかかわらず、他国のために戦争をすることを意味し、戦争をしない平和国家としての日本の国の在り方を根本から変えるものである。

これまで政府は、憲法 9 条解釈の帰結として、 集団的自衛権の行使は認められないことを、長年にわたって繰り返し表明してきた。集団的自 衛権の行使を容認することは、憲法 9 条 2 項が 禁止する「交戦権の行使」に当たることは明白であり、憲法解釈の転換は許されない。

まして、このような問題を、国民にも諮らず、 法的な手続きにもよらず、憲法遵守義務のある 内閣がおこなったことは、立憲主義の否定であ り、あってはならないことである。

よって政府は、憲法9条を空洞化し、立憲主 義を否定する今回の閣議決定を撤回し、集団的 自衛権行使容認に向けた法改正は中止すべきで ある。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見 書を提出する。

消費税 10%への増税中止を求める意見書

安倍内閣は、9月に発表した月例経済報告で、 政府の景気判断を5カ月ぶりに下方修正し、4 月に消費税を増税したあとの落ち込みが長引い ていることを認めた。

景気落ち込みの原因は反動減が回復していないことや悪天候だけではなく、「アベノミクス」による金融緩和と円安で、消費者物価が上昇し、収入の目減りが続いていることにも起因している。また毎月勤労統計で見た勤労者世帯の実質賃金は、増税前から13カ月連続のマイナスであり、すでに「悪循環の危険水域」にはいっていると言わざるをえない。こうした中、消費税の

短期間での相次ぐ増税は、小売業などの町の中 小企業にも大きな負担を強いるものであり、加 えて、そのこと自体が消費を萎縮させているこ とは明らかである。

そもそも消費税という税制自体が、所得が低い人ほど重くのしかかる逆進性の高い不公平税制と言わなければならない。しかも国は、消費増税は社会保障のためと言いながら、この間、年金給付を引き下げ、医療・介護制度は改悪に次ぐ改悪を行ってきた。このことを見れば、社会保障のためだというのは偽りだったことは明らかである。

ここでさらなる増税を行えば、日本経済がいっそう悪化することは明らかであり、今行うべきは、増税中止の決断である。

よって政府は、来年10月の消費税10%への増

税中止を決断すべきである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見 書を提出する。

米価暴落から生産者を守るために緊急対策の実施を求める意見書

2014年産米の概算金は、一部の銘柄米を除き、 全国的に60キロあたり1万円を割り込み、全国 の米生産者に衝撃を与えている。埼玉県では、 全国のなかでも最大の下落幅となり、昨年と比 べて4,000円あまりも下落している。60キロあた りの概算金は「彩のかがやき」が7,000円、「彩 のきずな」が6,700円などと生産にかかる費用の 半分にも満たない状況である。県内の米作農家 からは「経費すらまかなえず、生活が成り立た ない」「来年の作付けの見通しが立たない」など と悲痛な声があがっている。

政府は、この間一貫して「価格に影響する需 給調整はできない」と米価の下落を放置してき た。そのような市場原理に主食のコメの価格を 委ねるやり方が、結局は日本の農業を根底から 破壊してきたといえる。今回の米価暴落によって、大規模農家を含め離農が相次ぎ、地域営農の維持をますます困難にすることは明らかである。このことは、国の食料自給率のいっそうの低下をもたらしかねず、我が国の重大事態である。

よって、国においては、米生産者を守るために以下の緊急対策を実施するよう強く求める。

- 一、政府として余剰米の買い取りをはじめ、コメに対する需給調整にただちに乗り出すこと
- 一、今年度の直接支払い交付金の半減措置を撤回し、生産者の経営安定対策をとること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書 を提出する。

住民の命と安全を置き去りにした川内原発の再稼働をやめるよう求める意見書

原子力規制委員会は9月10日、九州電力川内原発1、2号機について、再稼働の前提となる新規制基準に「適合している」とする審査書を決定した。これを受け政府は「判断を尊重し、再稼働を進める」として川内原発の再稼働に突き進んでいる。

しかし、事故から3年半たった今も福島第一原発では、事故原因は究明されず、汚染水漏れなどが深刻化し、事故収束の見通しは全く立っていない。また、避難生活の長期化のなかで避難者の生活も限界となっている。これらの事実は、いったん原発事故がおこればその被害は長期にわたって甚大なものとなり、人類と原発は

両立できないことを示している。原発はただち に廃炉にすべきであり、原発の再稼働を強行す ることは決して許されない。

今回の審査は、福島第一原発事故の教訓が反映されておらず、安全が担保されたものとは到底いえない。また。重大事故対策、地震や火山、住民の避難計画などの審査はきわめて不十分であり、住民の命と安全を置き去りにしたものと言わざるをえない。

よって、国おいては、川内原発の再稼働をやめるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書 を提出する。

辺野古沖への新基地建設の中止を求める意見書

政府は沖縄県知事の埋め立て承認をうけて、 米軍普天間基地の名護市辺野古移設に向けた海 底ボウリング調査を強行した。

8月に行われた地元紙などの県民世論調査では、「移設作業は中止すべきだ」が8割に上り、「知事は埋め立て承認判断を取り消し、計画そのものをやめさせるべきだ」が過半数となった。「辺野古に新基地を造らせない」との声が「オール沖縄」の世論となっていることは明らかである。

辺野古沖への米軍新基地建設が争点となった 9月の名護市議選でも、新基地建設反対派が過 半数の議席を占め、1月の名護市長選に続き「新 基地建設ノー」の民意が示された。地元の民意 を無視して巨大な最新鋭基地を強権的に押し付けるなどというのは、民主主義国家ならば決して許されるものではない。

加えて、辺野古沖はジュゴンの餌である海草 (うみくさ)藻場が沖縄で最も多く、豊かなサ ンゴ礁が存在する極めて貴重な海域である。新 基地建設による自然破壊に対し、埼玉県民から も多くの不安の声が上がっている。

よって、国においては、貴重な自然環境を破壊し、巨大な最新鋭基地の固定化とさらなる基 地負担強化につながる辺野古沖への新基地建設 を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書 を提出する。

16. 声明·談話

記者発表

2014年10月10日

日本共産党埼玉県議会議員団 団長 柳下 礼子

県議会9月定例会をふりかえって

一、本定例会では、一般会計補正予算案はじめ知事提出議案20件が可決同意され、「埼玉県議選挙定数・選挙区等に関する条例」「慰安婦問題意見書」など9件の議員提出議案が提出された。党県議団はそのうち、3件の知事提出議案と「選挙定数・選挙区等」条例3件と「慰安婦問題意見書」に反対した。「慰安婦問題意見書」については別紙で述べる。

反対理由はそれぞれ以下のとおりである。

平成26年度病院事業会計補正予算は、小児医療センター新病院建設地から検出されたヒ素汚染土壌の処理の予算であるが、党県議団は2011年採択された請願の趣旨に基づき、現在地の病院機能に対して患者ご家族、地元住民の納得を得られないまま新病院建設を進めることは認められないと考えている。今議会に報告された現病院跡地機能は、週2日程度の無床診療所にすぎない。患者家族と地元住民の真の願いは病床のある病院であり、未だ跡地機能について納得は得られていないと考え、同議案に反対した。

幼保連携型認定こども園の認定要件に関する条例については、政府の子ども・子育て支援制度が、 利用者と事業者の直接契約を基本とする仕組みに改変し、市町村の責任を後退させるものであるこ とから反対であること、また認定の要件に、3才以上児の食事について外部搬入を認めていること から反対した。

首都高速川口葛飾線に関する同意案件は、約6,300億円という道路更新事業の内容が検証されていないこと、全額利用者負担であることなどから賛成できない。

- 一、埼玉県議会議員の定数・選挙区等検討協議会が4回開かれ、党県議団は村岡正嗣県議が参加した。 協議会は会派の意見を列挙して議長に報告し、閉会日に、自民党・公明党、民主党・無所属の会、 刷新の会等からそれぞれ条例案が提出された。(自公案が可決)
 - いずれも定数削減で共通しており、「3議案はいずれも、議員定数を、1万至8人を削減するものです。定数の削減は、議会への民意の反映をせばめることから反対です。本県の議員定数は1978年に94とされて以来据え置かれてきました。この間、本県の人口は、1979年の482万人から2010年の719万人へと著しく増加しており、民意の反映という観点からは、大幅な議員定数の増が図られるべきで、以前の法定数で言えば上限120人となるところです。据え置きということ自体が、すでに実質的な定数削減となっていると考えます。」と村岡県議が反対討論した。
- 一、本定例会では柳下県議が一般質問を行なった。「大雪被害対策」「県立小児医療センター移転計画」 「医療的ケアの必要な重症児のための支援施設の拡充」など取り上げた。
 - 2月に起きた大雪被害に対して、倒壊農業施設の撤去・再建のため、埼玉県は6月までに補正予算

約149億円を決定した。それにもかかわらず、8カ月経過した現在も農家に助成金が全く届いていない実態を柳下県議は指摘し、12月末までに全ての被害農家に助成金を支給するよう知事に迫った。 農林部長は現在支給済みの農家が、飯能市の3件のみであることを認め、知事が年内に全ての農家への支給を約束した。

この中で柳下県議が、助成支給の遅れのために「生命保険を解約せざるをえなかった」という農家 の声を紹介したところ、知事が「なにかの間違いではないか」と疑問視する答弁を行なった。後に 県による調査で、この事実が確認され、県は助成金の支給を急ぐことを約束した。

一、県民より定例会に提出された請願「消費税の10%増税中止を求める意見書提出を求める請願」は 自公刷らによって不採択とされた。奥田智子県議は総務県民委員会で「この4月から消費税が5% から8%へと増税され、家計消費はマイナス19.5%とオイルショック直後に匹敵する落ち込みとなっており」「今政府がやるべきことは消費税の増税中止の決断である」と採択を求めた。

なお、本会議でも採択を求める討論ができるよう、議会運営委員会で村岡県議と民主党が求めたが 認められなかった。

記者発表

2014年10月10日

日本共産党埼玉県議会議員団 団長 柳下 礼子

「『慰安婦問題』に関する適切な対応を求める意見書」案の可決強行に抗議します

本定例会に自民党・刷新の会より「『慰安婦問題』に関する適切な対応を求める意見書」案が提出され、両会派等の賛成によって可決されました。

この意見書は、朝日新聞がいわゆる吉田証言を報じたことで「韓国をはじめとして世界各国に慰安婦の強制連行があったとの誤解を与え続けた。また、これらを受け我が国政府からも『河野談話』」という声明が発せられた」として、「河野談話作成チーム」による「慰安婦問題の経緯」を踏まえ、国際社会への発信や、新たな談話の発表を求めるものです。

しかし、これまで米国下院、オランダ下院、欧州議会、韓国国会、台湾立法院、フィリピン下院外交委員会から、慰安婦問題に関する日本政府に対する抗議や勧告の決議があげられていますが、そのいずれもが問題にしているのは、「強制連行」の有無ではありません。軍による「慰安所」における強制使役=性奴隷制度こそが国際社会から厳しく批判されている問題の核心です。ですから朝日新聞が吉田証言を取り消したからといって、この国際的立場はまったく変わるものではありません。また、「河野談話」作成に直接関わった石原信雄氏が断言しているように、談話はいわゆる吉田証言なるものを全く根拠としておりません。このように事実誤認をもとに作成された意見書は撤回すべきと考えます。

この意見書の特徴は、慰安婦とされた過程で強制連行があったかなかっただけに問題点を矮小化し、「慰安所」における強制使役=性奴隷状態とされたという事実を無視する点にあります。どのような形で来たにせよ、ひとたび日本軍慰安所に入れば、監禁拘束をされ強制使役の下におかれたというこの事実は当事者の証言と、公文書に照らして動かすことができない事実です。

今、政府が行なうべきことは、日本軍が行なった行為に対して反省し、慰安婦に謝罪し償うことです。私たちは心ある人々ともに、歴史の真実を広く国民の共通認識にしていくために全力をあげるものです。

要望・申し入れ・談話

2014 年 9 月 22 日 日 本 共 産 党 埼 玉 県 委 員 会 日本共産党埼玉県議会議員団 団 長 柳下 礼子

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区等の改定についての提案

党県議団の提案の基本的な考え方をご説明します。

第1は、県議会議員選挙を半年後に控えたことを考慮して、最低限の提案に留めたことです。本県の議員定数は1978年(昭和53年)に94とされて以来据え置かれてきました。この間本県の人口は、1979年の482万人から2010年の719万人へと増加しています。民意の反映という観点からは、大幅な議員定数増が図られるべきですが、それには十分な研究と検討が必要と考え、今回は見送りました。

第2は、1票の格差をすべて2未満に抑えたことです。また人口の多い選挙区の定数が、人口の少ない選挙区の定数より少ない「逆転現象」も解消しています。議員一人あたりの人口が2倍を超えるということは、1人が2票を行使するに等しく、憲法の平等原則に基づく「人口比例原則の緩和の程度は、1対2を超えることは許されない」(87年最高裁)という判例にも反するものです。

特例的に定数増減を行なうという公選法第15条第8項但し書きの取扱も廃止しています。

第3は、公職選挙法の改正の趣旨を生かして、市町村の単位を優先し、飛び地を解消しました。

第4に、同じく公職選挙法改正の趣旨から、政令市であるさいたま市を区単位の選挙区から合区して、衆議院小選挙区単位としました。小選挙区制は、議席に結びつかない死票が多く、立候補者の減少・無投票区の増加など民意の反映という点で重大な欠陥をもっております。直近の県議会議員選挙でも1人区で11選挙区が無投票に、2人区で1選挙区が無投票となりました。したがって政令市を、より民意の反映が可能で、これまでの住民感情から理解を得やすい衆議院小選挙区単位で3つに分割したものです。

埼玉県議会議員の選挙区別定数配分表 (平成22年国勢調査人口【確定値】)

【確定事項】

· 合併特例廃止: 加須市、久喜市

【基本方針】 ①定数:94

②1票の較差:2倍以内を目標

③ 衆院・選挙区特例の取扱い:市町村単位を優先(ふじみ野市、鴻巣市、春日部市) ④公選法第15条第8項ただし書きの取扱い:廃止 ⑤飛び地の取扱い:解消(秩父市と秩父郡)、(本庄市と児玉郡) ⑥政令市(さいたま市):衆院小選挙区で3選挙区に分割

(ふじみ野市と三芳町)、

スロスニ方町)、(幸手市と杉戸町) <u>(上尾市と伊奈町)</u> と扱小 原則 但書 配分 適用 B-A 議員1人当 Cと最小 選举区 配当基数 たり人口 区人口と 構成市町村名 R の比 南1区 243, 855 3. 186 3 3 81, 285 1.446 草加市 1 7 1. 427 川口市 2 南2区 561, 506 7. 336 7 80, 215 3 南3区 427, 202 5. 582 6 6 71, 200 1.266 さいたま市の一部(西区、北区、大宮区、中央区) 1.330 さいたま市の一部(見沼区、浦和区、緑区、岩槻区) 6 7 7 74, 762 南6区 523, 333 6. 838 8 南8区 271, 899 3. 552 4 4 67, 975 1.209 さいたま市の一部(桜区、南区) 88, 807 1.580 上尾市·伊奈町 13 南13区 266, 420 3. 481 3 3 1.329 桶川市 1 14 74, 711 0.976 1 74, 711 南14区 68. 888 0. 900 1.225 北本市 15 1 1 68, 888 南15区 1.064 鴻巣市の一部 (旧鴻巣市、旧吹上町) 16 南16区 119, 639 1.563 2 2 59, 820 17 南17区 69, 611 0.909 1 1 69, 611 1. 238 志木市 18 南18区 158, 777 2. 074 2 2 79. 389 1.412 新座市 19 71. 502 0. 934 71, 502 1. 272 蕨 市 南19区 1 1 20 南20区 123.079 1.608 2 2 61, 540 1.094 戸田市 21 南21区 129, 691 1.694 2 2 64. 846 1.153 朝霞市 80, 745 1 1 1.436 和光市 22 南22区 1.055 80, 745 23 西1区 341, 924 4. 467 4 4 85, 481 1.520 所沢市 149, 872 2 1.333 入間市 24 西2区 1. 958 2 74. 936 25 西3区 83, 549 1. 092 1 1 83, 549 1.486 飯能市 155, 727 26 2. 035 西4区 2 2 77. 864 1.385 狭山市 27 西5区 144, 401 1.887 2 2 72, 201 1. 284 ふじみ野市の一部-(旧上福岡市) ・三芳町 28 西6区 106, 736 1.395 1 106, 736 1.899 富士見市 1.298 川越市・川島町 364, 817 4.766 5 5 29 西8区 72, 963 1.940 日高市·<u>毛呂山町、越生町</u> 西9区 109, 064 1. 425 30 1 1 109, 064 101, 700 1. 329 1.809 坂戸市 32 西11区 1 101, 700 33 西12区 69, 990 0.914 1 1 69, 990 1.245 鶴ケ島市 111, 178 西14区 1. 453 34 1 1 111, 178 1.978 東松山市・<u>吉見町</u> 35 西15区 96, 846 1. 265 96, 846 1.723 滑川町、嵐山町、小川町、鳩山町、ときがわ町 1 1 1.985 | 秩父市・<u>横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、</u> 36 北1区 111, 574 1. 458 111, 574 東秩父村 1.816 2 2 38 北4区 138, 962 69, 481 1.236 本庄市・<u>神川町、上里町、美里町</u> 北5区 180, 392 2. 357 2 2 1.604 深谷市、寄居町 39 90, 196 1.205 熊谷市 40 北6区 203. 180 2. 655 3 3 67, 727 85, 786 41 東1区 85, 786 1. 121 1 1.526 行田市 42 東2区 56, 204 0.734 1 1 56, 204 1.000 羽生市 43 東3区 115, 002 1.503 2 2 57, 501 1.023 加須市の一部-(旧加須市)-東5区 2. 016 44 154. 310 2 2 77, 155 1.372 久喜市の一部-(旧久喜市)-45 東6区 63, 309 0. 827 1.126 蓮田市 63, 309 東7区 46 83, 913 1 1 1.493 久喜市の一部 (旧菖蒲町)、白岡市、宮代町 1.096 83, 913 47 東8区 237, 171 3.099 3 3 1.406 春日部市の一部-(旧春日部市) 79. 057 1.272 越谷市·松伏町 48 東9区 357, 466 4. 670 5 5 71, 493 49 東10区 82, 977 1.084 1 82, 977 1.476 八湖市 1 50 東11区 131, 415 1.717 2 2 65, 708 1.169 三郷市 東13区 100, 935 1. 319 1.795 幸手市<u>· 杉戸町</u> 51 1 1 100, 935 52 東15区 65, 298 0.853 65, 298 1. 161 吉川市 Et 7, 194, 556 94 94 76, 538

> 1票の較差 1. 985

埼玉県議会議長 長峰 宏芳 様

2014年9月12日 日本共産党埼玉県議会議員団 団 長 柳下 礼子

県民に開かれた議会運営について

8月22日の代表者会議で、議長より本会議等のテレビ放送を12月定例会から開始する旨のご提案がありました。我が党は、県民に開かれた県議会改革のために従前からこの点を申し入れており、歓迎するものです。

しかし、真に県民にとって身近な存在となるためには、一部本会議の生放送では不十分です。本会 議生放送時間を延長していくとともに、委員会の改革も必要です。

昨年の9月定例会の際には、文教委員会に傍聴にきた県民が、傍聴規則によって人数制限をされ、 抽選を余儀なくされたという出来事もありました。本県の委員会は正式な議事録もなく、委員会の審 議内容を、傍聴を許された人以外の県民が知ることは不可能です。そこで、昨年9月に党県議団は、 「県民に開かれた委員会運営のために」という提案を、議長及び各会派に申し入れたところです。

このたび、本会議のテレビ放送開始に当たって、県民の声を踏まえ、改めて以下の点を申し入れる ものです。

記

- 一、本会議生放送を、さらに時間枠を増やし、せめて2月定例会の代表質問と各定例会一般質問3日間に早急に広げること。
- 一、「傍聴取扱要綱」第3条および第4条を改定し、原則として希望者全員が傍聴できるようにすること。それが実現するまでは、別室でモニター視聴できるようにするなど必要な措置をとること。
- 一、「傍聴取扱要綱」第2条の報道関係者を県政記者クラブ加盟各社に限定せず、希望する報道関係者 が傍聴できるようにすること。
- 一、各委員会室の発言席にマイクを設置すること。補聴器をつけている傍聴者のために磁気ループシステムを導入すること。
- 一、各委員会の議事録は早急に作成し、開示すること。その際は、埼玉県議会の議事録検索システムで県民がアクセスできるようにすること。また、本会議と同様に委員長の許可があれば録音できるようにすること。

埼玉県議会自由民主党議員団 団長 小谷野五雄 様

> 2014年9月12日 日本共産党埼玉県議会議員団 団 長 柳下 礼子

県民に開かれた議会運営について

8月22日の代表者会議で、議長より本会議等のテレビ放送を12月定例会から開始する旨のご提案がありました。我が党は、県民に開かれた県議会改革のために従前からこの点を申し入れており、歓迎するものです。

しかし、真に県民にとって身近な存在となるためには、一部本会議の生放送では不十分です。本会 議生放送時間を延長していくとともに、委員会の改革も必要です。

昨年の9月定例会の際には、文教委員会に傍聴にきた県民が、傍聴規則によって人数制限をされ、 抽選を余儀なくされたという出来事もありました。本県の委員会は正式な議事録もなく、委員会の審 議内容を、傍聴を許された人以外の県民が知ることは不可能です。そこで、昨年9月に党県議団は、 「県民に開かれた委員会運営のために」という提案を、議長及び各会派に申し入れたところです。

このたび、本会議のテレビ放送開始に当たって、県民の声を踏まえ、改めて以下の点を申し入れる ものです。

記

- 一、本会議生放送を、さらに時間枠を増やし、せめて2月定例会の代表質問と各定例会一般質問3日 間に早急に広げること。
- 一、「傍聴取扱要綱」第3条および第4条を改定し、原則として希望者全員が傍聴できるようにすること。それが実現するまでは、別室でモニター視聴できるようにするなど必要な措置をとること。
- 一、「傍聴取扱要綱」第2条の報道関係者を県政記者クラブ加盟各社に限定せず、希望する報道関係者 が傍聴できるようにすること。
- 一、各委員会室の発言席にマイクを設置すること。補聴器をつけている傍聴者のために磁気ループシステムを導入すること。
- 一、各委員会の議事録は早急に作成し、開示すること。その際は、埼玉県議会の議事録検索システムで県民がアクセスできるようにすること。また、本会議と同様に委員長の許可があれば録音できるようにすること。

以上

(民主党、無所属の会、公明党議員団、刷新の会、社会民主党に同じ申し入れを行いました。)

県政資料・第123号

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2014年 9 月定例県議会

住 所 〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内

県庁代表 048 (824) 2111 (内線6023)

直通電話 048 (824) 3413 FAX 048 (825) 1048

ホームページ:http://jcp-saitama-pref.jp/

Mail: jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp

